

反三戦シリーズ 3－中国対台湾法律戦

目次

- 第一章 序論
- 第一節 中国共産党の対台湾戦略
- 第二節 中国共産党の対台湾工作における新たな動向
- 第三節 「三戦」報復の重要性
- 第二章 中国が「法律戦」を推進する背景
- 第一節 法律戦の起源
- 第二節 法律戦が持つ意義と内実
- 第三節 法律戦の目的
- 第三章 中国の法律戦および統一戦線の関連性
- 第一節 台湾に対する統一戦線および法律戦
- 第二節 国際社会に対する統一戦線および法律戦
- 第三節 具体的事例
- 第四章 中国共産党の台湾に対する「法律戦」の全方向分析
- 第一節 我が国の自主意識の高まりへの対抗
- 第二節 中台関係の解釈権の掌握
- 第三節 国際社会で画定された台湾海峡問題対応の範囲
- 第四節 台湾への武力行使の口実
- 第五章 中国が台湾に実施する「法律戦」の具体的行動
- 第一節 中国が台湾の法的地位に対し構築した論術
- 第二節 中台交流、協商を利用した「一つの中国原則」の実現と国内事務についての主張
- 第三節 「一つの中国原則」による一貫した台湾に関する外交
- 第四節 「反国家分裂法」制定
- 第五節 対台湾統一戦線工作の積極的な強化
- 第六章 中国が台湾に使用する「非平和的手段」についての国際社会への論述
- 第一節 台湾への武力行使の合法性と正義
- 第二節 国家の主権を保護する決意
- 第三節 国際社会の干渉の非法性
- 第四節 人道主義の干渉の非法性
- 第五節 軍事同盟介入の非法性
- 第六節 国連、地域機構を利用した介入の限界
- 第七節 現行の国際規範
- 第七章 我が国の進むべき道
- 第一節 主権の確立
- 第二節 外交強化

第三節 民主主義の深化

第四節 中国の統一戦線策略への報復

第八章 結論

付録

1. 国際連合憲章（本書に関連する部分）
2. 1974年国連による「侵略定義」の決議
3. 中華人民共和国「領海および接続水域法」
4. 中華人民共和国解放軍政治工作条例（「三戦」関連部分）
5. 反国家分裂法
6. 台湾に関する法律（本書に関連する部分）

第一章 序論

1991年の湾岸戦争でアメリカ軍が宣伝戦と心理戦を採用し迅速にイラク軍を瓦解させた成功体験が、中国軍のハイテク戦争における心理戦の研究心に火をつけた。1998年、中国軍参謀部は「心理戦全体計画」および「戦略、戦術、訓練における作戦計画」を制定し、各軍の兵科に心理戦部隊を編成した。2000年、中国軍は「東シナ海5号」演習を実施したが、これは初めて心理戦を作戦パターンとして対台湾軍事演習計画に組み込んだものであった。2003年12月、中国軍は近年アメリカ軍が関わったハイテク戦争の経験を総括し、新たに修訂した「政治工作条例」に初めて世論戦、心理戦、法律戦（総称「三戦」）を正式な作戦パターンとして盛り込み、翌年（2004年）軍事科学院に「台湾問題研究センター」、「政治工作研究所」を設立して組織計画から状況分析、策略の運用、作戦計画制定までの全体系を構築し、台湾に対する武力を行使しない「三戦」の運用を強化した。

「三戦」は互いに連携し合いまたそれぞれ偏重する面を持った有機体のようなものであり、「世論戦」は人心を勝ち取ることに、「心理戦」は相手の士気を下げること、「法律戦」は論拠の正しさに重点を置く。「三戦」は「人」の思想や意志をターゲットとしているため、中国共産党の胡錦濤総書記が中国共産党第16回中央委員会第4次全体会議で中央軍事委員会主席を引き継ぐと同時に対台湾政策の決定権を手にしたあと、ただちに対台湾政治作戦用社会資源を統括し運用することの重要性を強調し、対台湾工作の執行力をさらに強化した。我が国の内部対立を利用し、「三戦」思想を広く運用して我が国の結束力を弱め、他方国際社会において「台湾はトラブルメーカー」のマイナスイメージを作り上げ、台湾への武力行使を有利に運ぶ条件を整えた。中国による、この国内外から台湾を挟撃する思想は台湾の安全を強く脅かし、台湾海峡の平和に干渉するものであるため、我が国は慎重に対応しなければならない。

第一節 中国共産党の対台湾策略

1949年に中国共産党が政権を樹立してから、「台湾解放」が対台湾政策と統一政策の指導的スローガンとして捉えられた。¹ 中国が台湾を併合する目標が変わることはなく、中華民国の主権の弱体化、台湾を中国の一地方とする方針も揺らぐことはなく、ただ国際情勢と中国大陸内部の情勢の影響を受け策略が発展し一部が変化した。

基本的に、毛沢東時代に中国共産党は軍事的手段による「台湾解放」に腐心した。例として1949年の古寧頭戦および1958年の823砲戦が挙げられる。鄧小平時代には1979年の全人代常務委員会で発表された「台湾同胞に告ぐ書」から「葉劍英9条」、「鄧小平6条」に至るまで「平和的統一、一国二制度」を統一実現のための構想とした。江沢民時代には「江沢民8項目」を指導原則とした。その狙いは単純に台湾を「一つの中国原則」の枠組みに制約し「統一促進」を行うことにあったが、これにより台湾海峡に緊張状態をもたらした。もとより中国共産党は「文官の攻撃と武官の威嚇」、「政治交渉」、「アメリカによる台湾の制御」、「台湾人民に希望を託す」、「台湾当局に希望を託す」など策略が定まらないが、終始武力による統一推進の可能性は排除しなかった。

¹ 1949年3月15日、新華社が「中国人民は必ず台湾を解放しなければならない」と題した社説を発表し、これが中国共産党による最初の「台湾解放」のスローガンとなった。1949年12月31日、中国共産党中央委員会が発表した「前線将兵と全国同胞に告ぐ書」において1950年の任務が「海南島、台湾、チベットの解放」であることが明確に示された。「中国共産党第11回中央委員会第3次全体会議」にて初めて「台湾の祖国復帰、統一の大業を為す」が「台湾解放」から替り、台湾統一が主要な任務の一つとなった。

胡錦濤政権が発足したあと、2020年までの発展のチャンスをつかむ戦略目標に基づいた需要に、軍備不足と国際イメージから受ける制約が加わり、中国の対台湾戦略の目標は過去のスローガンにある「平和的統一、一国二制度」および「統一促進」から実践的な包囲と侵食へ転換した。いわゆる「独立反対・統一促進」であり高度の計画として出された「話し合いを実践し、攻撃を準備し、引き延ばしを恐れない」の形態である。

中国は「独立反対・統一促進」の戦略目標を展開し、「胡錦濤4項目」（一つの中国原則の堅持は動揺しない、平和的統一を勝ち取る努力を絶対に放棄しない、台湾人民に希望を託す方針を絶対に変えない、台湾独立分裂活動への反対は絶対に妥協しない）を原則とした指導のもと、「ソフトなものはよりソフトに」の偽善策略で台湾の民衆心理を扇動し、台湾の民意を主導した。また「ハードなものはよりハードに」の悪質策略で我が国を国際的に孤立させ軍備を拡大し、台湾を対象とした軍事演習の実施や対台湾部署への弾道ミサイル配備など将来起こりうる武力による台湾併呑へ備えた。

第二節 中国の対台湾工作における新たな動向

中国は「三戦」思想を発展させ研究を重ねたあと「三戦」が、政治、軍事、経済、外交、宗教、法律、情報などの「ソフトな」分野で幅広く利用することで、敵をコントロールし粉砕することを可能とする硝煙や流血を見ない戦争であることを認識した。同時に「三戦」がすでにハイテク条件において重要な作戦パターンとなっており、とりわけ情報戦の作戦体系の中で戦略的地位はますます重要になっていることも認識した。これにより「三戦」の運用を確認することで軍事展開の先手を打つことが可能となり、また作戦領域を戦場から社会へ、前線から後方へ、軍人から平民へ、国内から国際社会へと拡大することも可能となる。そのため、胡錦濤政権発足後「三戦」思想は対台湾戦略に運用されたのである。

現段階において中国はいわゆる「独立反対・統一促進」の目標を展開するため、「三戦」思想を採用すると同時にソフト・ハード両手段の操作をレベルアップさせた。ソフトな策略では「台湾人民に希望を託す」の統一戦線策略を向上させ、ハードな策略では軍事、外交、政治、法律面において「独立反対・独立禁止」を口実に「一つの中国原則」の枠組みを広げた。以下簡潔に述べる。

1. 「台湾人民に希望を託す」の統一戦線策略強化：2000年に台湾で政権交代が起きたあと、中国は「台湾人民に希望を託す・台湾当局に希望を託す」の「二つの希望を託す」策略を「台湾人民に希望を託す」の「一つの希望を託す」策略へ調整し、胡錦濤政権発足後はこの策略を全面的に強化した。「台湾人民に希望を託す」策略を貫徹するためまず最初に、選択的に経済利益を放出し、我が国の特定の地域、党派、部族、階層、業界を懐柔して我が国の人民を知らず知らずのうちに「一つの中国原則」と統一戦線の圏内に陥れ、同時に我が国の人民と政府の間に対立する矛盾を作り上げ台湾の民意を主導し、中台関係の行方をコントロールした。2番目に中台間の貿易関係の交流を深め、とりわけ「独立反対」を前提に中台政党間の交流と対話、民間の交流と往来を強化し、さらに両国政党間の交流による認識の共有の名のもと、台湾の中国経済に対する依存度を高めた。
2. 広く台湾に架けられた「一つの中国原則」の枠組み：中国共産党は民主化の流れが共産党政権の合法性と安定性に影響を及ぼすことを恐れ、さらに台湾が民主化したあと中台間の主導権を失うことをも恐れたため、我が国の民主化が進むにつれ中国は「台湾独立」の理念と民主化を同一視し、「独立反対・独立禁止」の名目で軍事面では、対台湾部署の強化と軍事演習を行い威嚇の手段とした。外交面では、国交のある国や国際組織に「一つの中国原則」をアピールし我が国を国際的に孤立させ、中華民国の主権弱体化を徹底した。法律面では「半国家分裂法」を制定し台湾への武力行使の法的根拠とした。

第三節 「三戦」報復の重要性

現在中国は世論戦、心理戦、法律戦を対台湾工作に組み込み、各種社会資源を統括することで「三戦」を政治、思想、精神、心理、法律などの分野で展開して攻勢し、非武力により対抗情勢を作る目的を達成した。このため戦争における精神系統の対抗の中で、「三戦」が人心を勝ち取り双方の全体的なパワーバランスを変えることにおいて重要な役割を果たす。中国が台湾に対する実際の工作でもし「三戦」を互いの条件とし、互いの支援として臨機応変に操作すれば、彼らはその豊富なメディア資源を²大規模な世論の展開に利用する。盛り上げる、脅す、仲たがいさせるなどの方法で心理戦、法律戦のために有利な世論を提供する。心理戦においては中台の特殊な関係を利用し、硬軟双方の策略により台湾人民の中国に対する感情を揺さぶるのである。

とりわけ法律戦においては、法律戦と世論戦の関係が非常に密切であり、法律戦は双方で法律を武器に世論戦を展開するものであり、世論戦を開始する鉄砲玉であることから世論戦はつまり法律戦の戦場である、と中国軍の学者は認識している。

法律戦に含まれるものは主に法理研究、規則の制定、機構の設立、規則の執行と裁定、法律に関する人材の育成、非平和的手段としての法律の予備案の立案と演習、宣伝用論述の立案の検討と外部の操作である。法律戦である以上「三戦」の中で合法性と正当性を奪取するために採用される策略である。中国が台湾に対し「法律戦」策略を操作することで、平時は国際間で台湾の主権を認める姿勢を示し、非平和的な時期には台湾に対し非平和的手段を採用するための合法性と正当性を示す。そのため法律戦が将来中台関係に出現する非平和的状况に深刻な影響をあたえる。法律戦は中台衝突が国際的な戦争や内戦の位置にあること、中国が台湾に対し軍事行動を取る合法性、台湾の自衛権の主張、国際社会の干渉の正当性、武力衝突の規範の適用、台湾による国際機関への訴訟の提起およびその他法律に関する問題などの性質に影響を与える。さらに中国の法律戦は、中国が台湾に対し採用する戦争以外の非平和的手段が関連する法律問題に干渉する性質にも影響を与える。これにより中国の法律戦の内容、影響、報復について殊に重視すべきである。

中国の台湾に対する法律戦は現在発展中であり、広義からとらえるとその目標は3つある。①中央（中国）と地方（台湾）の法律上の地位②中台戦争または衝突の内政化への備え③法律化による順序とパターンの統一である。中台関係の事務処理は法律の依拠が必須という理論のもと、中国共産党は交流ら外交の矮小化、軍事行動の準備、統一などに対し徐々に広義での法律戦の体系を作り、系統的な法理体系と厳密な実践成果を具体的に示した。

中国共産党外事部門は長年法律的手段を用いて我が国の国際的地位に圧力をかけ続けた。中国軍が近日再度確立する「法律戦」は将来の戦争で重要な地位を占め、国際法、武力衝突法、戦争犯罪の追求および関連する法律の学習や演習を展開し、「軍の前に法あり、軍は法を以て行動し、軍は法が進むのを止める」の効果を発揮することを期待した。2005年3月、中国共産党全人代は「反国家分裂法」を通過させ、台湾に対する主権と武力発動のための具体的立場が確立しのちに同様の「緊急状態法」や「国防動員法」などの法律の制定を可能とし、軍事行動発動の機構を作り上げた。行政面では、中国は中台間を往来する活動や文書の中で早くから計画的に系統立てて台湾に矮小化と政府化を行い、中国国務院台湾事務所に2005年、「法務局」を増設し、対台湾規則の制定に関する政策を担当させ、さらに台湾に関する規則の制定について草案、指導、協議も担当させた。司法の面では、すでに中国国民が法務院に対し、外国メーカーが「反国家分裂法」や「一つの中国原則」に違反したとして告訴した例があった。

² 中国には新聞が2119種類、ラジオ局が306局、テレビ局が369局、雑誌が9038種類、書籍出版社が568社、ニュース放送機構が1969団体、ニュースサイトが150強存在する。

これらの様々な方面の発展状況から、中国の「法律戦」は平時・戦争時双方で軍と文官が協調していることが明らかになった。この状況に対し我々は中国の法律戦を注意深く観察・研究し、反法律戦理論、論述、コントロール法を構築する必要がある。

第二章 中国が「法律戦」を推進する背景

第一節 法律戦の起源

2001年に発生した9.11同時多発テロ以降、国家の安全に対する伝統的な概念が変化したほか、反テロ戦争が、国家とテロ組織が所在する国家との間の新しい戦争形態となり、国際法の武力使用に関する規則に新たな問題を提起した。

この年の10月7日、アメリカはテロ事件の首謀者ビンラディンと彼の基地がアフガニスタン国内にあると認定し、アフガニスタンのタリバン政権にビンラディンの引き渡しを要求したが受け入れられず、その結果反テロリズムの名目でアフガニスタンに対し戦争を行い基地の攻撃だけではなく、アフガニスタン政府のタリバン政権として攻撃した。この戦争の合法性について非常に大規模な論争が起こった。¹そこでアメリカは一連の法律行動を行い、積極的に国連安全保障理事会の指示を得るなどして軍事行動の採用に国際法の後ろ盾を得た。第二にアメリカの国会の承認を得て軍事行動の合法性に国内法の依拠を与えた。第三は地域的な国際協力組織の規約により同盟国の支持を得た。

「反テロリズム」を名目とし、他国を軍事行動で占拠した2番目の例が発生したのは2003年、アメリカがイラクとテロリズムを関連付け「予防的自衛権」の名のもとイラクに対する軍事行動を採択した件である。この戦争が「合法的」かどうか論断する場面においてアメリカとイラクは法律戦において真っ向から対立した。開戦前アメリカは諸国を遊説し、イラクが国連の「1441号決議」に違反していると指摘し、積極的にイラクの大量破壊兵器の証拠を捜索し国連の「合法的な許可」を得られるようアピールに努めた。一方イラクは国連秘書長に書簡を送り、アメリカのイラク攻撃は国連憲章に違反すると非難し、安全保障理事会にこの件について議論するよう要求した。戦争中両国は外交戦、世論戦、心理戦を法律戦に盛り込み、相手の違法行為を訴え法理的な優位性を奪取することで国際政治と道義的支持を勝ち取り「自分に有利で敵に不利な」法律対抗戦を展開した。これらの例から、法律戦が21世紀の戦争で勝利を得るために不可欠な要素であることが明白である。

第二節 法律戦が持つ意義と内実

法律戦には2つの意義がある。1つは文字通りの意味の法律戦であり、もう1つは軍事的な意味での法律戦である。前者は法律を道具とし裁判所へ訴訟を起こし勝敗を決めるものである。後者は法律を武器に様々な手段を用いて軍事的勝利を勝ち取る作戦方法である。簡単に言えば「法で敵を制す」である。本書での法律戦は軍事上の法律戦を指し、主な特徴は以下の通りである。

1. 法律戦はすべての戦争行動の空間・時間に存在する一法律戦は開戦前に始まり戦争終結後まで続く。開戦前の法律戦は戦争の面目を正し国内外の世論の支持を獲得する。戦争中の法律戦は敵の抵抗する意志をくじき戦況を加速させる。戦後の法律戦は戦争の傷跡を癒して敵の民衆の支持を勝ち取り、戦後復興を有利に進める。そのため法律戦の実施は時間、空間、気候などの影響を受けない。影響面においては、敵の軍隊や民衆に影響を及ぼすだけでなく、自国や他国の軍隊や民衆に影響を与え、さらに人々の戦争への考え方や行動にも影響を与える。

¹ 1974年に国連大会を通過した「侵略に関する定義の決議」によると、国際法上3種類の武力行使のみ合法とされている。国家の自衛、民族解放運動、国連安全保障理事会が国連憲章の規定の順序に基づき決定した場合である。これらの規定からアメリカのアフガニスタンに対する軍事行動は国家の自衛に当てはまると判断された。しかしアメリカが行使した自衛権は不十分な点が非常に多い。第一にアメリカに攻撃を行ったのは国家が関与しない単なるテロ組織であり、主権国家ではない。しかしアメリカは同時にタリバン政権にも武力攻撃を行った。第二にアメリカは自衛の名目でアフガニスタンを攻撃したが、自衛のための時間、空間、攻撃の強度から観察すると実際は報復行為とみなされる。報復は国際法違反である。

2. 法律戦の形は様々である—法律戦の「作戦機能」を存分に発揮させるために、法律戦は政治、外交、世論、心理、情報などと密接に関わる必要がある。その結果「戦」の効果に達するのである。
3. 法律戦の応用範囲に国際的領域と非国際的領域がある—法治社会においてはいかなる軍事行動でも国内憲法や法律の依拠を備えるほか、国際法の基本原則に合致しなければならない。一般では国際条約、習慣国際法などの国際法はすべての国家に拘束力を持つべきであるが、以下に挙げた原因から法律戦存在する隙間が生じる。1つ目は法律自体が選択的で解釈の幅が広いため、交戦中の双方が法律の適用について異なる理解と選択を行う。加えて現代の科学技術の発展と戦争のスタイルは日進月歩であり、戦争法が往々にして時代遅れとなる。2つ目は交戦中の双方の国家が国際条約に関する自国の法律の効力に対し異なる国内法の規定を備え、その上一国の国内法は他国に法律の効力を発揮できない。3つ目は国内問題が国際的に関心を持たれる議題や関係する国際法の問題に波及するとき、法律戦の補助を必要とする。
4. 法律戦は最終的に軍事力を後ろ盾とする—軍事上の法律戦は単に法律上の勝利を勝ち取るものではなく、また法廷で勝訴することを期待するものでもない。法律を通じて軍事的勝利を保証するのである。このため法律上の勝利を追求することが目的ではない。

第三節 法律戦の目的

アメリカがアフガニスタン戦争やイラク戦争で法律戦の運用に成功した経験から、中国共産党当局は戦争の合法性はすでに現代の戦争法の中で主要な内容と基本的な問題であり、また重要な問題であることを認識している。このため戦争中交戦する双方は、まず戦争の合法性問題に的を絞り損得を計算すべきである。たとえ軍事力が強力な国家が戦争を発動するときでも、戦争の合法性と依拠を探し勝ち取るべきである。特に中国は少数民族の独立運動、法輪功の巨大な組織力などの問題に直面し、ほかにも南沙諸島に戦略的、経済的価値があることから周辺諸国が主権獲得を明言し、南シナ海問題はアジアの火種となっている。南沙諸島をめぐる主権争いをいかに制するかは、中国にとって²南シナ海での勢力拡大と将来のエネルギー資源獲得のカギとなっている。そのほか中国が明言している「台湾問題」なども将来の火種となる可能性がある。そこで中国共産党は2003年12月、中国共産党中央軍事委員会が新たに修正した「中国人民解放軍政治工作条例」で「三戦」の概念と内容を明文化した。その中で法律戦は「政治工作条例」の中に新たに表れた提起の方法として扱われた。しかし法律戦が作り出すタイミングや「3つの代表」の学習を為す内容からすると、中国共産党は法律戦に対し軍事目的以外に多くの政治的意味を見出していることがわかる。

1. 「3つの代表」をしっかりと学習する—2002年に中国共産党は「第16回全国代表大会」を開催し、「3つの代表」を党規約大綱に組み込み、2003年7月に胡錦濤が「3つの代表」を重要講話として発表したことから中国では大規模な「3つの代表」の思想についての学習が始まった。中国共産党はこのとき新しい「中国人民解放軍政治工作条例」を発表して法律戦の条文を加えた。その意図は「3つの代表」を学ぶことで軍事における現代化した政治思想工作を充実させ、中国軍の法律と制度の思想を強化した。³
2. 将来軍事行動の主導権と合法性を勝ち取る—冷戦終結後国際情勢の変化に伴い「強者が掟となる」時代は終焉し、開戦を決定する際軍事行動の合法性⁴と正当性を考慮しなければならず、考慮しなければ国際的な非難を浴び、中国国内でも経済的、人道的観点から様々な意見が生じてしまう。とくに中国軍は台湾海峡、南シナ海等の潜在的衝突地域であれ新疆、チベットなどの少数民族の独立運動であれすでに一国を相手にする戦争ではなく、他国が自国の利益や宗教、人道的関心、自国の防衛のため必然的に介入する戦争

² 現在中国は南沙諸島を処理する基本的立場と態度として「主権は我が国に復帰したため、争わず、共同開発を目指す」をかかげている。

になったことを認識している。そのため法律の解釈権を完全に把握することで、軍事行動において障害を排除し主導権を握ることが可能となり、国際社会の支持を集め不作為を防ぐことにつながる。

3. 軍と市民の心をコントロールする一情報化時代の戦争では軍事力の対抗以外に軍と市民の心の対抗が存在する。法律によって自分を守り相手の非を責めることで敵の軍と市民の戦意を喪失させ、自国の軍と市民の戦意高揚を図る。そのため法理上兵を教育し「いかにして戦うか」を学ばせることは特に重要である。
4. 軍事的な利益を増やす一法律戦はまた武力に頼らず軍事作戦の利益を勝ち取る重要なルートである。国際法の規範のもと、戦争の方法と規模は合理的な規範に則ることで人類や文化の損傷を最低限に抑えることが可能となる。そのため法律戦を有効に使用すれば、交戦する双方が国際法の制限を超える武器や戦術を運用することを防ぎ軍事作戦の効果を強化する。
5. 勝利を強固なものにする一戦争は政治的手段である。軍事的勝利は政治的目標に道を開くものであり、政治的目標を実現するものではない。政治的目標とは戦争による傷を癒し、敗戦国の市民の支持を獲得して中国の政治、経済、社会的利益にもとづき復興を進めることである。しかしこれらの政治的目標を実現させるためには、法律による確認と保証を通じて敗戦国を心から納得させ、国際社会から真の承認を得て勝利を確固たるものにしなければならない。

³ 中国は法律戦問題に対しすでに兵に対し集中的な研究と教育を進め、基本的に3つの方面から着手した。①知識の準備：国際法の中の武装衝突法の基本的知識に「的を絞った教育②人材の準備：様々なルートにより平時には法律戦の教育と訓練を実施し、戦争時には一般的な法律に関する問題を処理する中核となる人材を養成する。③予備案を準備する：将来作戦中に起こりうる法律問題に予測や想定を行い、予備案を立案し部隊の演習を行う。

⁴ 戦争の合法性には、戦争に従事するための合法性、戦争方法の合法性、外国勢力介入の非法性の3つの側面がある。

第三章 中国の法律戦および統一戦線の関連性

中国のいわゆる「統戦」は「統一戦線」を略したものであり、元の意味は二次的な対立点をまとめて主要な対立点を攻撃する、または二次的な敵をまとめて主要な敵を攻撃することである。統一戦線のターゲットはおそらく人の団結や瓦解であり、また物事の宣伝やコントロールであるかもしれない。統一戦線の目的は自国に有利な状況を形成することであり、その状況とは人数、パワーにおいて有利な局面や心理的、認知的に有利な局面であるかもしれない。

先にも述べたが、中国が推進する法律戦には外交、軍事などのハードな手段（のちの章で論述する）と統一戦線のソフトな手段がある。中国が使う外交上の封鎖などのハードな手法はよく知られており、我が国の国民も怒りを覚えているが、法律戦を推進することで容易に台湾の民衆や各国代表者の虚を突くため、これについて本章のメインテーマとして扱う。

中国の統一戦線は宣伝、コントロールの手段としての一面を持ち、心理的、認知的に有利な局面を形成する意図があり「三戦」とも密接に関連する、とりわけ平時に活用されるものである。統一戦線と法律戦の関係性に限って言えば、統一戦線を法律戦と合わせて運用した場合、統一戦線の策略に説得力が増し、法律戦は統一戦線を通じて合法性と正当性の認識を構築して、両者は相互に作用する関係にある。中国が統一戦線の活動中法律の観点の運用や統一戦線を通じた法律の観点の伝送を行うことは長年の状況であるが、法律戦策略を推進したあと統一戦線と法律戦の結合がさらに密接になった。中国が統一戦線の活動中法律の観点の運用や統一戦線を通じた法律の観点の伝送を行う状況は、対台湾統一戦線および対国際統一戦線から説明が可能である。

第一節 台湾に対する統一戦線および法律戦

中国が過去に台湾に対して、統一戦線の活動中法律の観点の運用や統一戦線を通じた法律の観点の伝送を頻繁に行った。法律戦策略を提出し反国家分裂法を制定したあと、中国が台湾に対し統一戦線策略と法律戦策略を交互に運用することでさらに強化される。

中国が統一戦線の中で法律戦を運用することは、台湾に対する目的のほか自国に対する目的も存在する。自国に対する目的とは策略の決定の面で、法律により国内の観点および行動を統一し、対台湾政策を決定する際の準則を作り、政策を共同で立案し責任を分担するものである。中国国民に対する側面では、教育や宣伝を通じて台湾に対し非平和的手段を行使する合法性と正当性を植え付け、将来台湾に対し軍事行動を採用する際民意をまとめるものである。中国の台湾政策の法律化は将来政策を決定する際一貫性を持つが、その主導者に拘束力を持たせることもまた、その政策をさらに強固なものにする。

台湾に対する目的とは、徐々に台湾内部に「一つの中国原則」および「台湾は中国の一部」などの法理的認識を構築することである。中国が台湾に対する統一戦線の中で運用する法律戦や統一戦線を通じて推進する法律戦の重要なポイントは以下の通りである。

1. 「一つの中国原則」三段理論を提出した統一戦線の落とし穴：中国はかつて続々と旧三段理論（世界に中国は一つ、台湾は中国の不可分の一部、中華人民共和国政府は全中国を代表する唯一の合法政府）および銭其琛の新三段理論（世界に中国は一つ、中国と台湾は一つの中国、中国の主権と領土を分割することは認められない）を発表したが、ほとんどの台湾人はこれを認めなかった。近年、中国人民全国政治協商会議全国委員会主席の賈慶林が四段理論（世界に中国は一つ、中国と台湾は一つの中国、中台はいまだ統一されないが中国と台湾が一つの中国である事実は変わらない）を発表し「一つの中国原則」を補足したが

この理論で一部の台湾人は「一つの中国原則」の立場が変化したと誤解し、気づかぬうちに中国の「一つの中国原則」の落とし穴にはまった。新四段理論の問題点は「世界に中国は一つ」という前提であるが国際上の「中国」は「中華人民共和国」である。中国が台湾を「一つの中国原則」に引き入れようとする意図に変わりはなく、統一戦線のやり口で一つの中国原則の入り口を広げただけである。

2. 野党の「一つの中国原則」支持を抱き込み台湾の地方化を図る：中国は「一つの中国原則」四段理論を提出する一方で統一戦線により台湾野党の「一つの中国原則」支持の抱き込みを図った。連戦一胡錦濤会談についてのニュースで国民党、中国共産党双方がいわゆる「92 コンセンサス」を中台協議の基礎とすることを重ねて表明した。宋楚瑜一胡錦濤会談についてのニュースで親民党、中国共産党双方がいわゆる「中台一つの中国原則」について認識を共有したことを表明し、新党主席の郁慕明は胡錦濤との会談で「一つの中国原則二制度」の思想を提示した。「92 コンセンサス」、「中台一つの中国原則」、「一つの中国原則二制度」はいずれも解釈に違いがあるが、共通点は国民党、親民党、新党が共通して「一つの中国原則」を支持しその違いが曖昧にされていることである。親民党は中国訪問後、積極的に「中台和平促進法」を制定して従来いかなる定義もされなかった「92 コンセンサス」を法律化した。台湾内部で「92 コンセンサス」に対し激しい論争が起きている中、法律化したことは中国にとって最も良い解釈権を与えることであり、その解釈と台湾の法律に基づき中国と同形の「一つの中国原則」を台湾で法律化することは、台湾がすでに中国の一地方政府となったことと同義である、と一部の人々の間では考えられた。中国は台湾の野党に対し統一戦線を仕掛け連動させることで中国の主権が台湾に及ぶことや台湾が中国の一部であるとの法理上の目的を順調に達成した。
3. 民間協議を誘致し「政府化」を進める：中国は中華民国の主権的地位を弱体化させるため、一貫して我が国との対話や協議を停止したほか、1995年から「一つの中国原則」に違反したとして海峡基金との接触や協議を中断していた。しかし中台交流を促進するため中国は民間団体、業界、企業同士による協議を台湾に提案し、我が国は「委託」や「二重委託」機構を提案してそれに応じ、2002年の台湾香港商業航空権交渉や2005年春節チャーター機などは新たな法律の許可機構のもと協議を終えた。しかし近年中国は我が国の野党および民間団体との間で私的に交流し、我が国の政府の許可を得ずに野党や民間団体が中国と公権力に関する議題について協議するよう仕向け、「政府化」を進めることや我が国の主権を弱体化させる法理的目的を達成した。例えば台湾のフルーツを中国に販売する問題では、中国が世界貿易機関（WTO）のルートや我が国の政府が指定する貿易協会のルートを回避し、台湾の政党間の対立を利用してフルーツ輸出による利益で野党を引き込んだ。また農業製品の生産、販売に責任を持たない台湾省農会との交渉を行った。中国は統一戦線の手段で「中央対地方」の仮想を作り、「政府化」や「主権化」を形成し「一つの中国原則」の目的を達成させた。
4. 統一戦線により台湾人民の認識を変える：中国は中国大陸に赴いての投資、就業・就学や居住を行う台湾人に「中国人」に対するのと同様の待遇またはそれ以上の優遇措置を与える。台湾人を「大陸人化」または「中国人化」する狙いである。中国はまた台湾の国民的問題にも介入する。例として中国外交部は日本の海上保安庁が尖閣諸島周辺で我が国の漁船や漁民を退去、拘留したことについて日本へ猛烈な抗議を行い、我が国の漁民から共感を勝ち取り船に掲げる旗を五星紅旗に変えさせようとさえした。中国当局はさらに各国に駐在する外交官に訓令を出し、その国の台湾人が直面する問題に介入させた。積極的な対応姿勢を見せた尖閣諸島問題を例に関係各国政府に仲介や支援を行い、我が国の漁民を傾倒させ、国際社会に対しても中国は外交的保護を行う国であると認識させた。中国のこれらの動きは統一戦線により台湾人の共感を得て台湾人と中国人の境界線を曖昧にし、台湾人への自治権拡大を狙うものであり、国際社会に対

し中国の主権が台湾に及んでいる印象を与えるものである。

第二節 国際社会に対する統一戦線および法律戦

中国は「法治」国家ではないが、彼らは西側諸国が「法治」を重視することを十分に理解している。このため中国は過去、国際社会が台湾の統一戦線作業に干渉する中で国際法の論述や国際法を含んだ統一戦線の言い逃れに傾注し、国際社会の間に徐々に「台湾は中国の一部」または中台問題は国共内戦が発端であるとの認識を構築した。法律戦策略を表明し、「反国家分裂法」を制定したあと、中国は国際社会への統一戦線の中で台湾への主権を強化し、中台戦争を内戦化する法理的論述を構築した。中国が国際社会への統一戦線の中で運用した法律戦や国際社会への統一戦線により推進した法律戦の重要な事例は以下の通りである。

1. 国際社会であらゆる機会を利用し「一つの中国原則」を宣伝する：中国は二国間または多国間で発表される外交公報、共同公報、共同声明および一般の公報などに「一つの中国原則」および台湾は中国の一部を必ず盛り込むよう要求し、その担当官吏も外交活動を利用しその立場を繰り返し述べた。また各国リーダーに対し同じ立場で言明し、または我が国の主権や地位を損なう声明を発表するよう要求した。中国は国際社会において繰り返し「一つの中国原則」を述べることで、各国に対する拘束力を決して行使せず長い時間をかけ各国政府およびその国民に台湾が中国の一部であると誤認させるのである。
2. 台湾は第2次大戦後すでに中国に復帰していると宣伝する：台湾の国際法上の位置について、中国は下関条約により台湾は本来中国の領土に属しており、カイロ宣言、ポツダム宣言により台湾は第2次大戦後すでに中国に復帰していると宣伝した。最終的に中国は自ら「中国」の代表を名乗り、台湾は中華人民共和国の領土であることを宣伝した。中国の指導者はドイツを訪れた際ポツダム会議記念館の訪問や台湾復帰記念などの活動において唐突に台湾への主権を主張した。中国はまた国際連合総会 2758 号決議で台湾が国際連合から追放され、中華人民共和国が加盟したことを宣伝し、台湾の中国の一部としての地位を再確認した。中国は自身に都合の良い国際法論述を繰り返し言明し、国際社会に対し台湾に対し主権を有していることを宣伝した。
3. 台湾の国際活動参加への支援を宣伝する：台湾は中国の一部であることから主権国家で構成される国際組織に加入することは不可能であり、台湾がそのような組織に加入することは「台湾独立」、「一つの中国、一つの台湾」、「二つの中国」を推進することである、と中国は主張し続けた。しかし台湾の民衆が国際活動に強い参加意欲を示し、友好国がそれに協力する状況下で、中国は一転して「一つの中国原則」のもとであれば中台は「台湾地域が国際社会においてその地位にふさわしい活動を行う空間」を協議することができると宣伝した。中国はまた、台湾が国際社会の業務に名を連ねるよう宣伝した。例えば世界保健機関（WHO）と中国は「覚書」（MOU）を締結し、台湾が WHO 活動に参加する際学者や専門家など個人名義で行い、台湾が WHO に参加する際中国の同意を得る必要がある、という非合法的な協議を達成した。中国のこれらの統一戦線策略は一方では機に乗じて台湾の地方化を狙い、他方では国際社会が台湾を正当化に協力することを阻止することを狙ったものである。
4. 中国の内政に干渉しないよう各国へ宣伝する：各国がある程度「一つの中国原則」の内容に接したとき、中国は各国から確固たる承諾を得て強く中国の内政に干渉しないよう要求した。例えばアメリカが台湾に武器を輸出したことについて、中国の内政に対する暴力的な干渉であり、「台湾独立」に誤った情報を発して中国の平和的統一の障害となったとして痛烈に批判した。中国は国際社会に対し、中台問題は国共内戦の延長であり、戦争が発生すればそれは内戦となり国際紛争に当たらず、国際法により国家の統一を保護する権利を

有する、と宣伝した。中国はまた国際社会に対し、平和的統一を促進し一日も早い中台間の協議復活を推進し、台湾当局が「一つの中国原則」を承認すれば交渉はただちに回復しあらゆる問題を話し合うことが可能となると宣伝した。統一後、台湾は中国と異なる制度を採用することは可能であり、高度な自治（いわゆる一国二制度）を実施することが可能となる。中国のこれらの統一戦線の詭弁は中台関係の内政化を意図したものである。

5. 「法理的台湾独立」が地域の安定に危害を及ぼすと宣伝する：アメリカは台湾の地位に対し一貫して曖昧な立場を取り、台湾は中国の一部であることへのアメリカの明確な承認を促せない状況下で中国はアメリカに対し、台湾は中国の核心となる利益であること、「台湾問題」は米中関係に影響を及ぼす最大の要因であること、「台湾独立」は米中関係と地域の安定に危害を及ぼし両国は核戦争に突入する可能性があることを列挙して威嚇し、アメリカが「台湾独立」勢力を警戒し「法理的台湾独立」を推進せず、中国ともに台湾海峡の安定を管理することを望んだ。これらの詭弁は統一戦線を通じた宣伝で台湾の民衆の将来における選択権を奪い、またアメリカを台湾海峡問題に加担させることでアメリカに中国の台湾に対する主権を承認させる隠れた意図を内包している。
6. 「反国家分裂法」が台湾海峡の平和を維持すると宣伝する：中国の「反国家分裂法」は国際社会で強く疑問視されている。中国は疑念を晴らすため、国際社会に対し「反国家分裂法」は台湾に対する武力行使法や動員令ではなく、「台湾独立」を制止し台湾海峡の平和を維持し平和的統一を促進する法律であることをアピールした。中国はまた関係が密な小国家が「反国家分裂法」への支持を表明することを奨励し、そのほかロシアが2005年7月3日の日中ロ共同公報の中で、中国の「反国家分裂法」による国家の平和的統一を実現する努力に理解を示すよう促した。中国の宣伝は、「中台は統一されていないが、台湾が中国の領土の一部であるという法律上の地位に変わりはない。」という法理論を国際社会が受け入れることを促進し、将来の台湾に対する武力行使の合法性を構築することが主な役割である。

第三節 具体的事例

1. 中国は「協力」の名のもと矮小化を進めた

2005年3月から4月まで、中国や中国に好意的なメディアが意識的に、中国が台湾の国際活動への参加に協力することを希望するニュースを報道した。例として「中国が台湾の世界保健総会(WHA)参加を後押し」、「台湾のさらに大きな国際社会のスペース確保に中国が同意」、「台湾の非政治的国際組織への加入に中国が協力」など、中国が全力で台湾のWHO参加を調整するイメージを与えるものである。

中国と我が国の民間組織が相次いで取得した「中台協議の回復の協議後、台湾の国際活動への参加は台湾のWHA参加問題を優先的に討論すべきだ」、「台湾民衆が関心を寄せる国際組織参加問題の協議を促進する—中台平等協議促進後、台湾民衆が関心を寄せる国際組織参加問題を討論することはWHOに関する活動に参加することの討論を優先することを含み、双方違いを尊重し共通点を探しながら徐々に解決方法をさぐる」の共通認識から見えることは、中国はあたかも台湾の民衆の国際活動へ参加できないことへの挫折感を強く理解し、台湾のWHO関連活動への参加についての討論を優先しようとしている、ということである。

しかし中国は本当に過ちを認め悔い改めているのか。台湾に対し心からの善意を示しているのか。事実是否である。中国は我が国といかなる協議、討論、接触、通知をすることなく5月16日のWHA開催2日前、慌ただしく中国衛生部の高強部長が独断でWHO幹部グループと覚書を締結した。いわゆる「台湾の専門家がWHO技術活動に参加することへの協力に関する覚書」である。中国はこの覚書で台湾に対する可能な限りの矮小化を図った。

- ① 中国は「国際連合憲章」および「WHO 組織法」に従い台湾に協力する、つまり WHO の台湾に対する協力は台湾が中国の一部であることを前提としたものでなければならない。
- ② 中国は台湾が専門家個人の名義で参加すること、これらの専門家は「中国台湾」(TAIWAN, CHINA) 出身であること、WHO 秘書處の技術活動のみに参加することを義務付けている。
- ③ 中国は WHO が台湾と活動する際、事前に中国当局に通知し同意を得るよう設定した。その意図は台湾と WHO の共同活動は宗主国である中国の指導の下に行わせることにある。

5月16日にWHAが開催されたとき、中国の駐国連常任代表の沙祖康は「中国は一つである。台湾に主権はなく、中国の一部である。」「台湾の医療体制はすべて中国の指導によるものである。」と猛然と表明した。中国にとっての「協力」とは、台湾の国際組織参加により宗主国を自称し、台湾を一地方政府に格下げすることであり、この計画により国際社会にすり替え効果をもたらすことである。中国のこの態度と行為は昔から何ら変わることはなく、誠意の欠片もないのである。

2. 虚言外交で台湾漁民を保護した

1982年の国連海洋法条約発効後、各国に属する経済海域および大陸棚の境界線問題は切実さを増した。台湾周辺に広がる東シナ海と南シナ海などの海域は多くの国家および島嶼の主権の帰属に関する問題により、境界線問題は困難を深めた。その中でも東シナ海海域は魚釣島の主権問題、海底油田と天然ガス、地域戦略情勢、中台関係などの要素でさらに複雑さを増した。

魚釣島周辺海域は台湾漁民にとって非常に重要な伝統的漁場であるが、主権争いの解決に難航し台湾と日本の海域の重複部分を分けられず、台湾漁民がこの海域で操業中日本に駆逐、拘留されたことにより我が国の漁民の抗議活動と双方政府の争議が発生した。我が国の政府は漁民のこの海域での権益を保護するため、すでに漁業の保護を双方の管理で行うことについて協商を行っていた。漁民は政府が暫定的に画定した境界線内で操業し、政府は全力で漁業を保護し、日本に対し我が国の立場と決意への理解を求めた。そのほか政府は積極的に日本と協商を展開し、魚釣島の主権と境界線問題が解決する前に双方で段階的に協議を達成し問題の拡大を防ぐよう努めた。台湾と日本の間で協議が達成されていなかったが、双方は徐々に漁業問題について暗黙の裡に協力体制を築き始めた。

台湾と日本の協商に対し中国外交部スポークスマンは、台湾は中国の一部であるため日本と協商を行う資格はなく、将来達成するいかなる協議も非合法であると声明を発表した。また外交部官吏は、中国と日本はすでに漁業協定を結び魚釣島（中国名釣魚台）周辺海域の漁業はすでに協定の中で調整済みであり、日本は協定に従い操業すべきであると発言した。

中国は台湾漁民を日中漁業協定に組み込むべきであると暗に示したほか、我が国の漁民に対し統一戦線を施行するためその外交部官吏は「日本がその海域で正式に操業する漁民を強制排除することは中国の主権に対する侵害である」、「中国はこれに強い遺憾を覚え、日本に対し中国へ十分に配慮し、現実的で慎重な問題への対応を求めた」とさらにもっともらしい発言を行い、中国メディアもこれに同調した。中国は正論を容赦なく述べ立てることで日本の対応を収れんさせた。

台湾と日本の漁業争議に介入したほか、中国は台湾の漁民がその他の国家で発生した問題に関係したときも機に乗じて介入し統一戦線を施行した。2004年5月、3艘の台湾漁船がアフリカ某国の海域で無許可操業の疑いで拘留され、中国はその国家の大使館で交渉作業を行った。その後中国は台湾同胞を外交手段によって保護したとして大々的に宣伝した。

しかし中国は日本が関係する魚釣島の主権や周辺海域の漁業権などの問題に対し、主張している通りの堅固な立場を維持しているだろうか。事実は異なり、中国は台湾と香港の著名人が魚釣島に上陸したことに支持を表明し、彼らが日本に抗議行動を取り自分が漁夫の利を得ることを期待したが、著名人たちが上陸後主権を宣言する意向を示すと上陸を禁止する態度を示した。さらに日本の統計データによると日本に駆逐または拘留された中国漁船の数は台湾よりはるかに多く、中国が強力かつ有力な漁業保護措置を採用していると見えない。中国は陰で自国民の魚釣島上陸とその海域での漁業を制限しておきながら、台湾の魚釣島保護を訴える人々や漁民に大風呂敷を広げており、その動機は非常に疑わしく議論すべきものである。記者が中国外交部官吏に、台湾漁民が緊急事態に陥り中国に救援した場合、中国は支援の手を差し伸べるかと質問したとき、官吏は中国政府は台湾漁民の合法的権益を重視するときにいごを述べただけであった。中国のへ理屈のような態度や行為から理解できることは、その根本に台湾漁民に統一戦線を施行することで、台湾と日本を引き離し我が国を矮小化させる目的を達成させる意図が存在しているということである。

中国は国際社会で我が国の活動を制限する一方関係国と我が国が正常な外交関係を結ぶことを阻害し、我が国の在外部門の機能に圧力をかける。他方では我が国の在外部門が単なる民間組織であり「ニセ大使館」である、法律上の許可権を所持していないため海外の「同胞」を領事的に保護できず、同胞が外交ルートによる解決を必要とする問題に遭遇しても中国大使館が介入しなければその処理は困難である、として嘲笑している。中国の、この手の我が国の外交部門に圧力をかけ侮辱する方法は統一戦線の一手であり、その目的は中国は台湾の宗主国であり、台湾人民は中国政府の子分であることをアピールすることにある。わが政党と民衆は中国の意図を正確に理解し対応しなければならない。

3. 中国は動物を台湾矮小化の道具とする

中国問題を研究する人であればだれもが、中国が人や政党を利用し台湾に統一戦線を仕掛けることに長けていることを知っているがさらにあきれたことに、中国は動物を利用し統一戦線を仕掛けることにも長けているのである。現在中国政府をのぞき動物を戦略の道具に使用する国家は存在せず、これは完全に動物保護という人類の初歩的な義務に違反する行為である。

パンダ（中国語で熊貓）は中国が行う動物統一戦線の見本である。1957年から1983年の間に中国は9か国へ24頭のパンダを送った。1982年以降は外交および経済的利益を考慮し貸与の形式で行われた。しかし毎年各国から巨額の「寄付金」として費用を回収した。1999年香港返還を祝い2頭を香港特別行政区へ贈った。中国の「パンダプレゼント」には非常に大きな政治的外交的意図が含まれている。例えば1972年以前はソ連、北朝鮮などの共産主義国家に送っていたが、中ソ関係が悪化し米中関係が正常化されるとパンダは西側諸国へ送られるようになった。これらの過去の実績から中国の「パンダ外交」は確かに国際社会で大きな外交成果を上げたといえる。

中国はかつて台湾に対しても「パンダカード」を切った経験がある。1988年、中国は北京動物園のパンダを台湾に贈ろうとしたが我が国は受領しなかった。2001年3月、中国は再度パンダを贈ることを表明し、当時行政院の張俊雄院長は「ワシントン条約に抵触せず、技術的に問題がなければ大いに歓迎する。」と回答したが、その話は立ち消えとなった。合計10回の申し出が行われたが、ワシントン条約と検疫問題に阻まれいずれも成立しなかった。2005年4月、国民党の連戦主席が招聘を受け忠告を訪問した際、訪中前に胡錦濤主席がパンダを贈る可能性があるとの話が伝わり、パンダ訪台問題が再燃した。

パンダは絶滅に瀕した保護を必要とする動物である。中国当局が細心の注意を払い保護と育成を行っても頭数は非常に限られている。パンダは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（通称ワシ

ントン条約) にリストアップされた絶滅危惧種であり、我が国の「野生動物保護法」にもリストアップされている。絶滅危惧種にあたる動物は非常にデリケートであることからワシントン条約ではその動物を輸出や生息地から移動させることに對し非常に厳格な規定を設けている。ワシントン条約や我が国の保護規定に基づきパンダの輸入に際しわが政府の輸入同意書、輸出国政府（つまり中国政府）がワシントン条約に従い作成した「野生動植物輸出許可証明書」を添付しなければならない。

パンダは愛らしい動物であり、子供たちに人気である。政府はパンダの輸入について専門家に対応を委託し、国際的慣例に従い処理する。国際条約の順守、飼育環境や飼育能力（現在台北市で飼育されている動物への環境や飼育状況など）の評価、輸入申請者が適格であること（国内動物園、学術研究機関が検討する）、世界野生動物保護団体の意見の考慮、政府が招聘した専門家や学者の審査、通関が切れた後の国際規定に沿った検疫などすべての条件を満たしてようやく輸入が可能となる。この条件を満たさずパンダが死亡した場合、国際社会に対する台湾のイメージに悪影響を及ぼす。

中国国務院台湾事務室の王在希副主任は、中国が台湾にパンダを贈ることは「友好」の証であり決して統一戦線ではない、と表明した。しかしワシントン条約違反を解消できなければ話にならない。中国国家林業局のスポークスマンは、パンダを贈ることは中台同胞の往来であり国際社会は関係せず、したがってワシントン条約の管轄する問題ではない、と表明した。中国は国際社会と我が国の保護規定を回避し、その関係部門はわが政府と輸入について交渉せず、我が国の野党と頻繁に画策している。これはパンダプレゼントを口実にして台湾が中国の一地方であることをアピールする意図を示している。中国国務委員の唐家璇がアメリカにあてた書簡で「今後パンダを送らない」と伝えたことは国際社会に圧力をかけていることの表れである。

中国がパンダを台湾に贈ることは台湾民衆とりわけ子供たちへの統一戦線の施行であり、贈るプロセスや手続きを通じて台湾を中国の一地方政府に矮小化する政治目的を達成するのである。シャラーは『最後のパンダ』の中で現状を危惧しながらこう述べている—「パンダにとって自由とは静かに竹林で暮らすことだ。これは譲れない。これからも彼らをぼくちの道具とするなら人類は大きな代償を払うこととなるだろう。」。中国の多くの専門家もパンダ外交を非難している。中国がパンダを台湾に贈り続けることに、台湾の動物保護団体や専門家は強い疑問を呈している。

第四章 中国共産党の台湾に対する「法律戦」の全方向分析

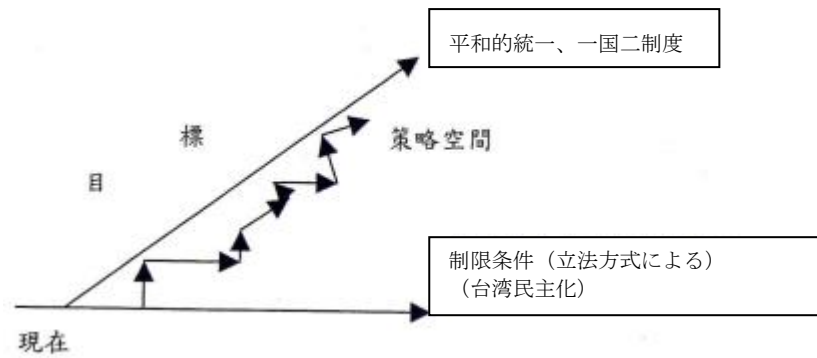
長い間中国は「中華民国」の存在の事実および台湾の地位に対し有効な解決方法を示すことができなかった。中国当局の対台湾戦略はかつて「時とともに進める」柔軟な態度で「一つの中国」の定義を調整していたが、¹台湾の主体意識の上昇し中台間に重大な確執が生まれるたび、中国は必ず国交のある国に「一つの中国」を支持することを確認した。アメリカは「一つの中国」政策を励行したが、米中両国の認識に相違があり、台湾内部に至っては「一つの中国」に対しさらに異なる認識を持っていた。民進党政府は「一つの中国」を議題であり選択肢としてとらえ、国民党はビジョンとしてとらえたため、どちらも中国が目指す「一つの中国」原則を承認しようとしなかった。

実際国際法から見ると、「中華民国」の地位に関わるものは国際法の主体問題であり、「台湾」の地位は領土への帰属問題である。伝統的な台湾の地位の論拠となる重要なポイントは3つある。1つ目は台湾が中華民国の領土であること、2つ目は台湾が中華人民共和国の領土であること、3つ目は台湾の地位が定まっていないため人民が自ら決定すること、である。中国に言わせれば台湾問題の「内政化」こそ一貫した策略であり、「領土と主権の完備」と「内政干渉禁止」は法律的論拠の基礎である。これにより中国の対台湾法律戦戦略は次の3つとなる。①伝統的な国家主権の概念を強調して「台湾は中国の領土の一部」を堅持し、「台湾問題」は内政問題であると主張する。その結果いかなる外国勢力の介入も国連憲章の内政不干渉の原則に違反することとなる。②2001～2020年は中国が発展する好機であることを強調し、「平和的發展」の概念で「台湾問題」が中国の経済発展に及ぼさないよう希望する。③台湾への武力行使の受動性と適法性を繰り返し解明し、しかし台湾への武力行使への決意と気力を放棄しないことも表明する。しかし中華民国から言えば、民主化を深化させ台湾問題を「国際化」することで国際社会の関心と介入を招き、台湾海峡の安全と平和の維持と繁栄につなげることが可能となる。このため中国の初期の対台湾法律戦の全体計画は、中国情勢、国際情勢、台湾情勢をまとめた予防を主とするもので、主なものは以下の各節で述べることにする。

第一節 我が国の自主意識の高まりへの対抗

人権と民主主義は普遍的価値のあるものである。とりわけ民主主義は一種の生活方法と態度であり、それがおよぼ範囲には政治生活、社会生活、経済生活などが含まれる。台湾で最も尊い資産の一つであり、民主主義によって台湾は西側諸国、国際社会全体の期待する価値に近づいている。今日国際社会はおおむね台湾の存在価値を認め、台湾が自主性を維持し、台湾人民は自分で選択する権利を持ち、武力による圧力下で選択すべきではないと認識している。国際社会での台湾への支持は台湾の民主政治の成就に対する最大の承認であり、アメリカ国務省のパウエル前国務長官は台湾の民主化を成功の模範と称賛した。しかし中国はこの台湾人民の高まり続ける自主意識の能動性や民主主義の発展に危惧を覚え、将来コントロールが不可能となり中台関係の発展の不確定要素および「台湾問題」処理の苦境が増加するととらえた。このため「法律戦」の立法方式で台湾の民主主義が「平和的統一、一国二制度」の方向へ発展するよう仕向けた（数を参照）。

¹中国は「一つの中国」の意味を当初「中国は世界に一つであり、台湾は中国の一部であり、中華人民共和国政府はすべての中国を代表する唯一の合法政府である」とした。1998年、中台の政治的基礎について交渉が行われ、「一つの中国」の定義を「中国は世界に一つであり、台湾は中国の一部であり、中国の主権と領土は不可分である」とした。2001年、民進党の政策に対応するため再度「一つの中国」の定義を「中国は世界に一つであり、大陸と台湾は1つの中国であり、中国の主権と領土は不可分である」とした。



中国の対台湾策略図

第二節 中台関係の解釈権の掌握

法律戦は論拠を重視するのではなく、戦争の性質や戦争の合法性などに対する判定が重要な役割を持ち、実際には論点が鋭く対立する特性を持つ。特に台湾は国際上の法的地位において確かに議論されており、歴史から見れば台湾の地位が、関連する条約の連続性の不足、中国の完全な中華民国の問題の継承の有無、アメリカが中台の間で演じる役割および台湾内部の政治生態の変遷などの複雑な政治的要素に関係することで中台が国際法の法源を適用するときに一連の問題が発生した。1971年に台湾が国連で失った議席を中国が取得し、1979年にアメリカが中国政権を承認し、中華民国と国交を結んだ国家が減少する状況において、中国は早くも国際法の法律上の勝者となり、時が満ちるのを待つのみとなった。しかし「台湾の地位が定まっていない」または「領土を制限された中華民国」は却ってほかの事実上の「新」国家を作り上げてしまう。そこで中国は急遽法律戦を利用し国際法の国家分離（secession）、自決（self-determination）、国民投票（plebiscite）などの問題について、台湾の主権に対する国際法の解釈権をコントロールし対応した。²

第三節 国際社会で画定された台湾海峡問題対応の範囲

中国は統一を完成させるためには完全な理論的基礎と法律による規範が必要であることを認識している。長期間にわたる台湾問題に対し一貫して法律の代わりに政令を採用してきたことは、³ 法律的根拠に乏しい方法である。特に近年中国は台湾政策に対し断固たる措置の条件を明確に示しているが、法律的形式で規定されれば権威性がさらに高まる。そこで台湾海峡問題においては「台湾海峡の現状維持」を問題対応の範囲とするかどうかを法律形式で画定することを意図している。⁴

² 中国の台湾に対する主権の定義：①台湾は古来中国に属し、第2次大戦後すでに中国に回帰している。②台湾海峡の治権は統一されていないが中国の主権は不可分である。③台湾問題は国共内戦の延長であり、内戦は終結していない。中国の内政に干渉すべきではない。

³ 中国は台湾政策の長年にわたる沿革を認識している。例えば1979年の全国人民代表大会で発表された「台湾同胞に告ぐ書」で「平和的統一」を表明し、続いて葉剣英、鄧小平、江沢民が相次いで表明した「葉剣英9条」、「鄧小平6条」、「江沢民8項目」に加えて中央委員会、國務院台湾事務室が2度にわたり発表した「対台湾政策白書」などの対台湾政策がある。このため一部を法律的形式で固定する必要がある。

⁴ 2002年12月6日、アメリカは台湾協会台北事務處の包道格處長は中央研究院で発表した「911以後のアメリカ政府と政策：3つの変化と6つのテーマ」の講演で「中台の一方のみ現状を変えることの損失は計り知れない」と意見を提出した。その後アメリカは繰り返し同様の警告を中台に発した。中国はたびたび我が国の内部を台湾海峡の現状を変える口実とし、アメリカに台湾への圧力を要求した。

第四節 台湾への武力行使の口実

台湾に対する法律戦のマイナス面は、湾岸戦争、イラク戦争から米軍の成功例や教訓を吸収し台湾に対し、「先制攻撃」、「威嚇行動」、「ターゲット選択」を選定したことである。そこで中国は法律戦により科学的に攻撃目標を選択する指導思想、原則、方法を構築することを意図している。現在中国軍の1番の目標は「台湾独立」を包囲することを核とした武力行使の口実を構築することである。将来「ターゲット選択」や実践対象に変化が生じたとき、中国が台湾への武力行使を放棄しないことを表明する前提において、武力行使の口実に変化が生じるだろう。

第五章 中国が台湾に実施する「法律戦」の具体的行動

中国が台湾に行った実質的な法律戦は、1958年の第2次台湾海峡危機から始まり、1970年代後期の台湾に対する外交戦でも法律戦の特徴を十分に示した。しかし「法律戦」という言葉が使われ始めたのは2003年末であり、とりわけ中国は「反国家分裂法」を通過させた後、この法律の内容が台湾海峡の内海以外に統一戦線、軍備の実質的内容を帯びてからである。これから詳しく説明しよう。

第一節 中国が台湾の法的地位に対し構築した論術

台湾は中国の一部であり、「台湾問題」は中国の内政問題であることを強調して外国勢力の干渉を拒絶する立場を構築するため、中国は絶えず史実、国際条約、協議、国際法、領海と領空¹などにおいて系統的な研究を行い、台湾とその周辺の島は中国固有の領土であり、いかなる人も分割することを許さないと十分に説明した。

例として1958年の第2次台湾海峡危機において軍事的、政治的、法律的措施を総動員して台湾に法律戦を展開した。その主な内容は以下の通りである。

1. 領海の範囲を宣言し米軍の侵入を制止する—第2次台湾海峡危機勃発前、中国は領海の範囲を画定しておらず、アメリカに対抗する国際的に合法的な地位を獲得するため、9月4日に「領海に関する声明」を発表し、領海の距離を12海里とし、「すべての外国の航空機と軍用船舶は中華人民共和国政府の許可を得なければ中国の領海と領空に進入することはできない。」ことを強調した。
2. 主権を保護し領土を完備する決意を対外的に示し、アメリカの第2次台湾海峡危機への介入の非合法性をアピールする—周恩来は9月6日に「台湾海峡情勢に関する声明」を発表し、台湾と澎湖島は中国の領土であること、金門、馬祖などの沿海島嶼は中国の内海島嶼であること、中国はすべての適切な方法で適切な時期にこれらの自国の領土を解放すること、これは中国の内政でありいかなる外国の干渉を許さないこと、を表明した。
3. 一つの中国を強調し、台湾とアメリカの関係を引き離す—1958年10月6日、25日の2回にわたり中国国防部の彭徳懐部長名義で「台湾同胞に告ぐ書」²が発表され、中台双方が一つの中国を堅持することのほかアメリカの台湾に対する野心を強調した。1つ目は台湾を「軍事的存在の政治部門」としてとらえていること、2つ目は台湾を信託統治する意図を持っていることである。アメリカの圧力に屈しないよう台湾を鼓舞した。また4つの軍事目標（金門飛行場、料羅湾ふ頭、海岸線、軍用船舶）を隔日で砲撃して米軍を包囲し長期にわたり金馬地区を固守するよう宣言した。

¹1958年の第2次台湾海峡危機において中国は「領海に関する声明」を発表し、領海の距離は12海里であり、「すべての外国の航空機と軍用船舶は中華人民共和国政府の許可を得なければ中国の領海と領空に進入することはできない。」と宣言した。中国が1992年に実施した『領海と接続水域法』では中国の領海の距離は領海基線から12海里と定められた。

²どちらの「台湾同胞に告ぐ書」も毛沢東が起草したものである。

第二節 中台交流、協商を利用した「一つの中国原則」の実現と国内事務についての

主張

中台交流において中国は「一つの中国原則」の実現を目指し、関係するマスメディア、刊行物、印刷物など台湾のニュース報道や叙述に関するものに用語指示を行い、民間交流の機会を利用し名称、書類、交流活動名称、その他言語表現で絶えず「祖国」や台湾を地方政府とみなす表現をアピールし、「一つの中国原則」を確かなものとした。

中台協商において「一つの中国」を承認することが前提であり、それにより中台間の協商が展開できると強調した。中台交流政策の開放の拡大、とりわけ「3通」において、1979年の全国人民代表大会で「台湾同胞に告ぐ書」を發表し、中台間でできる限り早期に郵便、航路・海路、貿易を実現するよう提言した。「3通」に関する議題が中国の台湾政策の中で果たす主な役割から、「3通」が「一つの中国原則」の象徴的な意味を確かなものとした。その主な方法は以下の通りである。

1. 「一つの中国、双方で直行便の用意、双方の利益」の原則を堅持する。
2. 「3通」は「一国家内部の事務」、「国内事務」、「国家間の事務に当たらない」の基本的位置にあることを強調する—中国は「3通」を「国内事務」と位置づけ、商業的利益で我が国の業界を支持し、以下の策略を採用した。1つ目は国際連合の海洋法に関する条約の規定を引用し、「3通」を一国家内部の事務と見なせば沿海運輸と貿易の権利を留保し、中台民衆と業界に密接する利益を保証できることを強調した。2つ目は「3通」を一国家内部の事務と見なせば「民間同士、業界同士、企業同士」の協商方法で3通を迅速に推進することが可能となることを強調した。3つ目は「3通」を国内航路と見なせば中台の航空会社のみ経営権を持つことができると強調した。
3. 我が政府が「3通」で演じる役割を回避する—「3通」の議題は商業航空権、主権などの問題に関連し公権力による対応を必要とするが、中国はこれを回避するため「3通」を経済的議題に限定し、同時に「先通後談（先に通用させ後から交渉する）」方式で「3通」を操作した。

第三節 「一つの中国原則」による一貫した台湾に関する外交

建国以来「祖国の統一」は中国の重大な国家的目標である。中台間の「軍事的対立期」（1949～1978）、「平和的対立期」（1979～1986）、「平和的共存期」（1987～現在）のいずれも、中国は国際社会で一つの中国を堅持し、かねてから国交を結んでいる国家や国際組織に対しこの立場を受け入れるよう要求した。例えば1971年、中国とイギリスが国交樹立を交渉していた際イギリスに対し、「一つの中国原則」を承認し淡水にある領事館を撤収するよう要求し、また国連における2枚舌の態度を改め過去に吹聴した「台湾の法的地位は定まっていない」の誤解を解くよう要求した。中国とイギリスが「台湾の法的地位未定論」について1年以上交渉し、最終的にイギリスが台湾は中国の一省であることを承認し、領事館の撤収に同意した。また中華人民共和国政府は唯一の合法的政府であることも承認し、1972年に両国の関係正常化が実現した。同年中国は日本とも国交回復に向け交渉を行い、国交回復3原則を提示した。内容は中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の合法的政府であること、台湾は中国の不可分の領土であること、日台条約は非合法であり無効であることから破棄すること、である。83日間の交渉のあと中国と日本は共同声明を發表した。日本が「国交回復3原則」に理解を示し、第一と第二の原則について共同声明を發表し、第三の原則については日本のみ声明を發表した。

双方の同意後友好条約を締結した（友好条約締結の6年を経て1978年に調印した。）。1978年中国とアメリカは国交樹立への交渉を行い、中国は国交樹立3原則を提示した。内容はアメリカは台湾当局と外交関係を断絶すること、台湾との「共同防衛条約」を破棄すること、台湾から一切の軍備を撤収すること、である。結果的にアメリカはこの3原則を受け入れ1979年に正式に外交関係を樹立した。一方で国内法の方式で台米関係を整備した。

国際社会においても中国は台湾へかける圧力を緩めず、国交を結んだ国家に対し「一つの中国原則」を宣言し書面や口頭でそれを支持する態度を示すよう要求した。「中国の台湾に対する主権を侵害」する外国政府の行為に対し一つひとつ抗議の声を上げ、「黙認」という法律効果を無効にした。中台双方が加盟している国際組織、例えば世界貿易機関において絶えず「一国内部事務」および「香港・マカオ方式」の「中国台北」、「経済貿易處」であり、「台澎金馬個別関税領域」と呼ぶようアピールした。そのほかの会員国が不用意に「台湾」の呼称を使用すると中国は直ちに会議を中断し、訂正を求めた。我が国の政府がWTOに提出した法律文書に「中華民国」の文字が見えたときも中国は抗議した。それは全世界に「一つの中国」の揺るぎない主張を表明したことと同等の行為であった。

第四節 「反国家分裂法」制定

中国は昨年（2004年）12月17日に「反国家分裂法」の審議を公布した。審議の段階では終始この法律の条文は明らかにされず、ただこの法律が防衛と平和的統一を目的としていることのみを積極的に国際社会に表明した。2005年3月8日、全国人民代表大会で「反国家分裂法」の草案を審議したあと、中国は公式に主要国に対し草案状態の条文の内容を説明した。14日に通過後ただちに各国に対し宣伝工作を展開し、国内へこの法律の正当性の説明を開始し、一致団結して指示・称賛するよう指導し、この法律の制定が国内外の中国人の共同の意志であり胡錦濤の台湾政策の強力な後ろ盾となることをアピールした。中国のおもな策略を以下の通り分析した。

1. 外交および国際社会への宣伝攻勢を強化する

① 外交コントロール策略：中国は事前に「反国家分裂法」の制定による国際社会の疑念と批判を予想し、この法律が通過する前に各国に対し告示方式でこの法律を制定した立場の説明を通知した。国务院台湾事務室の交換をアメリカ、日本、欧州に派遣して立法の合理性と必要性を強調し、「台湾独立を打ち」、「平和を勝ち取り」、「現状を維持する」ことを訴求するポイントとしてこの法律の精神を説明した。しかし詳細な内容は公開されなかったため、国際社会は介入することができなかった。

「反国家分裂法」通過後「非平和的手段」に対し世界の主要国から質疑や批判が噴出したため、中国は外交部の李肇星部長を欧州へ、全人代代表団を関係国へ派遣し法律についての説明を行い、法律が主張する「反独立」、「平和的統一」を強調した。また第三世界の国家に対しても画策し、アゼルバイジャン、バーレーン、ガイアナ、トルクメニスタンなどに「一つの中国原則」を堅持し「反国家分裂法」（中国外交部ウェブサイトには、70か国余りの国が反国家分裂法の制定を支持していると掲載されている）の制定を支持するよう求めた。また海外の華僑組織にも支持を表明するよう求め、主要国の反対意見に対抗した。

② 国際社会で見せかけの「平和」の構築者を演じる：「反国家分裂法」制定に対する国際社会のマイナスイメージを緩和するためソフトな外交を展開し、この法律の第6、7条の中台間の交流や協商に関する条文を前面に押し出し、第8条の「非平和的」手段による台湾問題解決に関する規定への関心をそらした。また国際協力を強調し部分的な外交上の衝突をアピールするにより国際社会の注目をそらし、この法律に対する

国際社会や各界の質疑や批判を低減させることを試みた。

- ③ 国際世論コントロール戦略：2004年12月17日に「反国家分裂法」の審議が公布されたあと、この法律が各界で物議をかもしため、立法までの障害を排除しようと中国は世論をコントロールした。おもに海外の疑念を3段階にわけてコントロールした。
- (ア)「反国家分裂法」立法初期：法律制定の「平和」的な性質と「反独立」の必要性を強調した。
- (イ)「反国家分裂法」立法中期：外国の「反国家分裂法」に対する疑念が中台関係の発展に与える影響に対し、世論をコントロールして台湾に有利な選択肢の多い交流プロジェクトを開放する。例として春節用チャーター機で大規模な宣伝を行うことなどである。世論の「反国家分裂法」への関心をそらす一方で「反国家分裂法」の制定が中台関係の発展に影響を与えないことを証明した。
- (ウ)「反国家分裂法」通過後：「反国家分裂法」の条文にある「非平和的」への世論の疑念や台湾の「326」デモに対し、この法律の制定が国内外の共同意志の表現であるとアピールしたほか、この法が「国内の要求」に対応することが主な訴求点であることを説明し、台湾に対しソフトな統一戦線を発動して国際世論を主導した。

2. 大規模な国内学習を展開し国民の口裏合わせを行う

「反国家分裂法」通過後中国国内では中央から地方、党や政府の各機関、民主党派、民衆の団体などがただちにこの法律についての学習活動を開始し、胡錦濤の4つの主張の製作内容と合わせて学習した。この法の将来の推進、執行および意味の解釈のため国民への説明や意見の統合を大々的に推進し、台湾政策を貫徹するのである。

3. 台湾に対する宣伝活動を展開する

「反国家分裂法」審議期間中の控えめな方法とは別に、法案通過後は官吏、学者、メディア、ネット民を大規模に発動して宣伝攻勢を推進し、また積極的に我が国の学者、政党党员、企業などと座談会、交流などを行いその政策の内容を紹介し、我が国に合同の交流活動を要求し、声高に我が政府の反応を批評して我が国の内部対立を煽り、我が国の内部に政治を宣伝する目的を達成した。

4. ソフトな策略で中台交流を拡大する

「反国家分裂法」通過後に起きた国際社会と台湾各界のマイナス反応を緩和し、「一つの中国原則」および「国内事務」のすでに定められた前提をアピールして、台湾に有利な特定の交流議題について我が国に実施する統一戦線のコントロールを拡大した。我が国のフルーツが中国に輸出される際の通関や検疫の手続きの簡素化を宣言した。大規模農業企業誘致の展示活動を実施した。農業専用区を設立し台湾資本を呼び込んだ。積極的に中台の農業スタッフや科学技術の交流を行い、我が国の技術や経験を知り、また我が国の農業技術スタッフを募集した。台湾の農業の視察と訓練を強化した。このほか我が国の関連民間団体に書簡を送り、チャーター機のレギュラー化と水産加工品の台湾の輸出などの議題は民間での協商を進めた。中国は裏表のある統一戦線の手法を操り積極的に我が国の野党、民間団体などを通じて善意の見かけで交流を開放し、我が国に内部対立（与野党、政府民間、国内の利益団体の対立）を起こし我が国に圧力をかけるのである。

第五節 対台湾統一戦線工作の積極的な強化

「反国家分裂法」通過後、統一戦線は対台湾工作の主軸となった。主な策略と実践方法は以下の通りである。

1. 台湾内部の政党の競争を利用し政党同士を対立させ、政党の主張を主導する：政党同士の競争は民主主義

国家の一般的な現象である。中国は我が国の政党間の対立や利益を利用し、野党の党首を囲い込み「一つの中国」への支持へ鞍替えさせる一方、「法の不遑及」や「個別」方式で少数の与党党员を取り込んだ。これらは与野党の主張を徐々に「一つの中国」へ移行させるものである。

2. 我が国の経済的民間団体や企業動きを利用し、産業利益を利用したアメとムチ方式で彼らの立場にあった政治主張を行わせる：中国は我が国と WTO の協商構造を分解し、個別の産業や台湾の大企業にビジネスチャンスを与え、または彼らの中国での既得権益を脅しの材料として利用し中国の政治主張を支持するよう要求した。同時に台湾の企業に優遇措置を与えた。例として台湾企業へのサービス機能を強化し、特別予算を組み台湾企業へ融資した。
3. 中台交流ルートを利用し台湾の末端部まで浸透する：中国はかねてから中台間の経済貿易、宗教、学術関係、文化などの活発な交流活動を利用し、積極的に台湾の末端部分との連絡ルートを構築して直接取り囲みを行った。最近では農業製品の販売や農業・水産加工品の台湾からの輸入などの台湾の一部の地方が関心を寄せる議題を利用し、台湾の末端部分の民衆から同意を勝ち取った。
4. 中国の各機関（部門）、各界を総動員して台湾に全方向から統一戦線を展開する：中国は「全人代」代表を総動員して「反国家分裂法」の後ろ盾とし、国内の各機関（部門）、各界に対し積極的に台湾への全方位交流工作を実施し、台湾の民衆の心を取り込むことをルール化した。また地方の対台湾開放政策（福建省による台湾農産物の通関手続きの簡素化、上海、北京などによる台湾同胞の出入国手続きの簡素化など）を利用し、台湾交流を実現するための誠意や善意を徐々に作り上げた。学術部門も動員して我が国の与党に関係する学者や第一人者を取り込んだ。
5. 「中華統一戦線振興」を企画する：1979年、中国は統一戦線の名称を「愛国統一戦線」と明確に定め現代化と統一を推進する武器とした。それから20年以上が過ぎ、中国は「中華民族」の輝かしい状況の中で国内外の統合できるものをすべて統合した。今年（2005年）は抗日戦争勝利から60年の年にあたり、「愛国統一戦線」を確固たるものとするため国内外の中国人をまとめて各種記念イベントを拡大実施し、統一戦線を台湾の民衆の心に深く刷り込むため、「中華統一戦線振興」を構築するための準備基準を整備した。その主な内容は1. 歴史を振り返り国民党の抗日戦争における功績を肯定し、国共両党が率いた抗日軍がともに抗日の戦略体制を整えたことを強調した。2. 台湾復帰60周年を祝う記念イベント実施を拡大して、抗日戦争の勝利と台湾の復帰は全中国の子女が団結して外国の侵入に対抗し、ともに血を流して奮闘した結果であることを強調し、さらに台湾人民が国家の主権と領土を守るために貢献したことを強調し、民族主義を讃えて抗日民族統一戦線の実質的意義をアピールした。3. 我が国が「統一戦線」を浸透、分裂、情報の意義に定義することに徐々に反撃し、新たな「統一戦線」理論を構築し統一戦線の含意を美化した。

第六章 中国が台湾に使用する「非平和的手段」についての国際社会への論述

中台関係が迎える最悪の結果は中国が理性を失い台湾に対し「非平和的手段」を行使することである。本書が指す「非平和的」概念はおもに中国軍に関する手段であり、これはまた中国の台湾に対する硬軟合わせた策略の一つにあたる積極的に戦闘態勢を整える方法である。中国軍は対台湾作戦を任務の核心として演習を強化すると同時に、台湾への武力侵攻に対して起こりうる国際社会の反応や干渉に対し、非常に強い関心を持っている。これらの障害を排除するため中国は台湾との武力衝突における国際法問題への研究を強化し、さらに台湾への武力行使の原則や立場を明確に表明した。

第一節 台湾への武力行使の合法性と正義

戦争の合法性と正義はすでに現代の戦争法が定めた最も重要な内容、基本的な問題となっているが、中国は台湾に対する武力行使において、国際戦争法が台湾への武力行使の合法性問題の規制に関係することを回避するため、中国は国際社会が、一国内での武力行使の禁止に関する規定や習慣が国際法に存在しないことを公認していると認識している。そのため「台湾問題」を内政問題と見なす姿勢を堅持すれば、中国が国内問題を解決する際武力を行使しても国内法に基づき判断するため国際法違反とならない。そこで中国は大量の歴史データや法理を利用し台湾が中国の領土である論拠を示し、中華人民共和国政府は中国の唯一の合法政府であることも示した。

第二節 国家の主権を保護する決意

中国は、冷戦終結後伝統的な国際法上の国家の主権はすでに以下の衝撃と試練を受けたことを認識している。1. 「人権は主権に勝る」の挑戦 2. 世界的な問題である国際性が主権国家の境界線制限を突破したこと 3. 国際組織が加盟国に行使する主権が生み出す制限 4. 多国籍企業、NGO、国内の分裂勢力などが国家の主権に与える影響。これにより中国は台湾への主権を強調する場面において、戦争の正義への判断がすでに国際法へ格上げされている趨勢に配慮し、一方では「一国二制度」、中台交流、協商の好意的な方法を提供することで、国際社会に対し台湾へすでに善意の義務を果たしたことおよび台湾に「一国二制度」の自治権を与える希望を表明した。台湾がやはり一方的な独立を宣言すれば国際法上過失を犯したと認定される。また他方では「一つの中国」と国際法が認定する中台の地位および台湾海峡の現状への解釈を統合し、国際社会の疑念と干渉の口実を排除した。

第三節 国際社会の干渉の非法性

国連憲章第1条の規定の観点から国際平和と安全を保護するため「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現」することができる。中国はこの規定が将来台湾への武力行使の障害とならないよう再度以下の首長を強調した。1. 国際社会の干渉は一国の主権を著しく侵害する 2. 国際社会の干渉は主権平等の原則を破壊する 3. 国際社会の干渉は内政不干渉の原則に違反する 4. 「オッペンハイマー国際法」の規定、つまり「一つの国家が一つの反対派を

支持することはその国家への非法的干渉を明確に示す事例である」を提示する。これは中国が「反国家分裂法」の中で台湾が国際法上の国家に分離された主な原因である。5. 台湾の国連加盟を断固阻止し、台湾に国連憲章第 1 条を適用させない。

第四節 人道主義の干渉の非法性

国連安全保障理事会は「国内での武力衝突は、特に人権侵害、国際平和と安全に関係するものである」とする趨勢であるが、中国は国連憲章が明確に人道主義による干渉の非法性を示していると認識している。国際裁判所はニカラグア事件への判決で「国際法は一国が他の一国の人権状況を武力で解決することを決して許さない。」と明確に表明した。加えて国際連合成立以降、純粋な「人道主義による干渉」の事案は発生していない。このため中国は人権侵害に対し人道主義による干渉で最終的に解決すべきではないと強く主張し、また各国の情勢、様々な人権に関する論調を考慮し不明瞭なデータや記録を排除することも強調した。

第五節 軍事同盟介入の非法性

アメリカが「台湾関係法」の中の「安全条項」を、¹中国が台湾で武力行使した際の軍事介入の法的根拠とすることを予想し、中国は以下の論述を提示した。1. アメリカは中国との共同声明で承認した「一つの中国」および「台湾は中国の領土の一部である」の承諾を反故にした 2. アメリカは国際法が定めた他国の内政不干渉の原則に違反した 3. アメリカは国際法が定めた国内法により国際法の義務を放棄してはならないの規定に違反した 4. 「台湾関係法」に対抗して「反国家分裂法」を制定する 5. アメリカと共同で台湾海峡の安定に努めることを台湾に約束する。

第六節 国連、地域機構を利用した介入の限界

中国の台湾に対する軍事行動を防止するため、我が国と国交を結んだ国が国連憲章第 34 条「安全保障理事会は、いかなる紛争についても、国際的摩擦に導き又は紛争を発生させる虞のあるいかなる事態についても、その紛争又は事態の継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞があるかどうかを決定するために調査することができる。」および第 35 条「国際連合加盟国は、いかなる紛争についても、第 34 条に掲げる性質のいかなる事態についても、安全保障理事会又は総会の注意を促すことができる。」に基づき国連安全保障理事会に審議を要請する。または国連憲章第 7 章の規定に照らして国際社会の平和と安全を脅かす台湾への軍事行動について安全保障理事会で審議し、同時に中国は当事国であることから投票権や否決権を行使する可能性が排除されることを言明するよう国連事務総長に要請する。それに対し中国は、台湾は中国の一部であり、台湾問題を解決することは中国の内政問題であるため中国は「紛争の当事国」に当たらず、したがって投票権および否決権を当然享受すべきである、と明確に表明し、次にイギリスのフォークランド紛争の方法に倣うのである。

第七節 現行の国際規範

1. 交戦規則の適用

中台関係が内戦に値するのであれば、おもに厳格にすべきことは台湾への軍事的、経済的支援を国際社会か

¹ 「台湾関係法」第 2 条は「台湾人民の安全または社会、経済の制度に危害を与えるいかなる武力行使または他の強制的な方式にも対抗しうる合衆国の能力を維持する。」と定め、第 3 条は「大統領は、台湾人民の安全や社会、経済制度に対するいかなる脅威ならびにこれによって米国の利益に対して引き起こされるいかなる危険についても、直ちに議会に通告するよう指示される。大統領と議会は、憲法の定める手続きに従い、この種のいかなる危険にも対抗するため、とるべき適切な行動決定しなければならない。」と定めている。これらの条項は中国が台湾問題解決に武力を使用する際、アメリカの中国に対する武力による介入の根拠となる。

ら切り離すことであり、中国が台湾に武力を使用する合法性を確立することである。交戦（作戦）規則については陸海空において、基本的に国際的な戦争と内戦は実践において異なる部分はあるが、本質においてはさほどの差はない。衝突の形式からすると、内戦であるかどうかにかかわらず伝統的な戦争形式と不完全な戦争形式の2形態が存在する。

① 伝統的な戦争形式

現代の戦争の交戦規則は基本的に旧来の陸戦法規から派生している。初期に採用されたオックスフォード・マニュアルのほか、比較的重要なものは1899年および1907年に開かれた2回のハーグ平和会議の文書である。とりわけ1907年に採択されたThe Fourth Convention Respecting the Laws and Customs of War on Land（ハーグ陸戦条約）およびその付属書はすでに大多数の国家に受け入れられ、軍事教官必携の知識でありまた慣習国際法の一部となった。その主な内容は交戦者（Belligerents）および交戦行為に対する権利と義務の規定、敵対行動（Hostilities）を定めた規定である。この交戦に関する記述に戦闘員の戦闘行為を定めた規定とその種類、捕虜への対応と処遇、傷病兵への処置などが含まれる。敵対行動の規定について、その目的を戦争における行動は相手に無限の損傷を与えるものではないことを表明している。このため大量殺りく兵器と非人道的兵器の使用の禁止、軍事行動による非戦闘員の死傷の削減、宣戦布告と警告の義務、逮捕と占領の義務などすべてが、国際社会が戦争や敵対行為を行うことに対し文明国が持つべき道徳に従い対応することを示している。現代の戦争放棄の中で一般的に広く討論されている大まかなポイントは以下の通りである。

- 戦争の合法性に関する問題
- 作戦手段の合法性に関する問題
- 作戦方法の制限
- 人道主義保護の原則
- 陸戦に関する法規
- 海戦に関する法規
- 航空戦に関する法規
- 中立に関する規則
- 戦争犯罪に対する処罰
- 占領行為と敵国の非戦闘員への管理

また現在の重要な国際戦争法は以下の通りである。

- 国際連合憲章第2条紛争の平和的解決と違法な武力行使の禁止に関する規則
- 国連総会が1974年12月14日に採決した侵略に関する定義の決議
- 1949年8月12日に締結された戦時の非戦闘員保護に関するジュネーブ諸条約
- 1949年8月12日に締結された捕虜への待遇に関するジュネーブ諸条約
- 1949年8月12日に締結された戦地における傷病兵の待遇改善に関するジュネーブ諸条約
- 1949年8月12日に締結された海上戦闘地における傷病兵および難船者の待遇改善に関するジュネーブ諸条約
- 1994年6月に人道法国際研究所が起草した海上武力紛争法サンレモ・マニュアル解説書

注意すべき点は、戦勝手段の使用を 1899 年と 1907 年のハーグ平和条約で制限し、慣習国際法、国連憲章および関連決議で戦争手段を国際紛争の解決方法とすることを制限または禁止している点である。しかしこれらにより戦争は発生しないと決して言えない。これらは 2 度の世界大戦がなぜ発生したのか、その後も大小様々な国際紛争が続くのはなぜかを説明している。現在国際的強権の発動は、依然として何らかの大義名分を掲げた介入戦争または武力衝突であり、このことが戦争を禁止する規則が国際的強権の発動と法理の間で距離を持たせている。しかし冷戦後の平和的環境下で、戦争や武力衝突が紛争を解決することは、グローバル経済が広がりつつある国際社会では基本的に歓迎されない。この趨勢については中国の学者も承認せざるを得ないのである。

② 非戦争行動による威嚇

現代の国際社会の平和的な環境下では戦争が発動される可能性は低いだが、それに代わる非戦争形態の威嚇 (Coercion Short of War) または非平和的手段と呼ばれるものが登場した。中国が反国家分裂法で表明した台湾への非平和的手段の採用はこれにあたるものである。1980 年にアメリカが旧ソビエトのアフガニスタン侵攻に課した制裁内容を例に挙げたものは以下の通りである。

- 穀物の輸出禁止
- 両国の領事館開設の一部取り消し
- 両国間の航空便の取り消し
- 文化交流活動の一時停止
- アメリカの特定水域における漁業活動の禁止
- 高度科学技術製品の輸出入禁止

このほか、ここ数十年に国際社会で行われた制裁は多くが輸出入禁止 (trade embargo) と経済制裁 (economic sanctions) を主流としたものであり、これらは平和的手段であることから国際社会でも比較的容易に受け入れられた。しかしすべての手段がこのような温和な方法ではない。

非難されるまたは法律に抵触する可能性のある非平和的手段は非常に多い。国際法ではこのタイプに属す非戦争状態の威嚇手段を 7 種類に分類している。・軍事的報復行動 (Reprisals)、輸出入禁止 (Embargo)、懲罰 (Sanctions)、ボイコット (Boycott)、一部領土占領 (Occupation of Foreign Territory)、封鎖 (Blockade)、ミサイル危機 (Missile Crisis) である。

しかし国連憲章は安全保障理事会の決議による同意なしに集団的国際制裁行動を採用することはできないと明確に示している。自衛権に基づく行使をのぞき、国家が個別に威嚇的な制裁を行うことは国際法に違反する。しかし国連の拘束力は基本的に「教科書的なルール」(On the Books) の上に成り立つものである。国際社会で制裁を実施する際、大国は往々にして自国の利益に基づき、非戦争的威嚇で一方向的に相手国を服従させ、その政治条件を飲ませるのである。このような違法な制裁行動は珍しいものではなく、国際政治の実践におけるグレーゾーンであり、最終的に双方の報復行動に発展してしまうのである。これらは重大な侵略行為や戦争行為でないことから多くの場合国際社会の拘束力がおおよぼ、国際社会の道徳的譴責や自らの行動で解決するほか方法はないのである。将来中国が台湾にこの 2 大威嚇行動を実施することにより、両国が全面戦争へ突入する可能性はかえって大きくなる。これについて我が政府は慎重に対応すべきである。

③ 交戦者の国家の資格と派生する問題

1974年12月14日、国連総会で侵略の定義が決議され、その「国家」の(a)項の定義で「その使用が承認問題や一国家が国際連合会員国かどうかの問題に影響を与えない。」と明確に示している。このため台湾の中華民国はその定義によると、1972年の国連脱退により主権国家の地位を喪失したことはない。国連総会2758号決議は政治的決議であり、国際法における主権国家の法律認定に当たらないため、中国の台湾への戦争行為に対し、我が国は武力の違法使用と国際法の侵略行為を主張することが可能なのである。

戦争の発生に至っては、以下の問題が派生する（中台関係において）。

- 外交関係の断絶
- 条約の破棄
- 敵国所有の本国内財産の没収
- 境界線画定問題
- 敵国商業船舶の拿捕
- 敵国人民の待遇
- 資産凍結
- 戦争による敵国財産の取得
- 本国内敵国人民の待遇問題

これらは戦争や武力衝突により発生する両国関係の変化であり、我が国が中台戦争または非平和的手段に遭遇したとき、政治問題と合わせて考慮しなければならない。

2. 紛争解決のルート

国際社会がこのような戦争または非平和的手段による衝突を解決するために大きな2つの方法がある。一つは国際法律に基づく仲裁、裁判または国際法の解釈に訴えることであり、もう一つは国連事務総長による調停、国連総会の平和維持への決議を要求し、さらに事態が深刻な場合は国連安全保障理事会の譴責を求めることである。最終的に国連平和維持軍を動員し軍事的手段による平和維持や侵略行為抑止を要求するものである。一般的には国際裁判所を代表とする法的ルートで国際紛争を解決する。法律による紛争解決は当事国にとって非常に大きな政治的リスクとなる一方、国際裁判所が実際にこのような重大な紛争解決に介入することはまれである。当事国双方が国際裁判所の介入に同意しなければ、国際裁判所の拘束力や強制力を発揮することはできない。このように国際法律による解決法は救済措置に対し力不足となることが多い。

① 法律ルート

I. 国際仲裁 (Public International Arbitration)

この方法は紛争の当事国の同意を得て実施するものであり、選任された国際仲裁人が関連する法律を調査し、紛争終了後に証拠に基づく調査を行い国際法に基づき仲裁の判断を下すものである。この方法の対象となる案件は漁業権による紛争や軽微な領土問題などである。戦争行為や内政干渉問題などにおいて国際仲裁を要求することは少ない。仲裁には当事国双方の同意が必要であるため、中台の主権を争う戦争や衝突の仲裁を求める確率は非常に低い。

II. 国際裁判所の受理管轄範囲 (International Court of Justice)

国際裁判所の規約によると、双方の当事国は紛争前に強制的に管轄を受け入れるか、または紛争後管轄に同意することとなっている。さもなければ国際裁判所は申請を受理することが不可能でありいかなる判決も下す

ことが不可能となる。国際裁判所が成立してから 60 年が過ぎるが受理した国際司法案件は 20 件に満たない。その数字から、政治的な象徴でしかないことが明らかである。現在国際裁判所の裁判長は中国から派遣されており、国際裁判所で訴訟を起こす者は国家の主権を持つ国連の会員国でなければならない。このため台湾が中台戦争で国際裁判所に訴訟を起こし勝訴する可能性は非常に低い。また中国としても台湾の主権問題を国際裁判所に訴えることへ同意しない。この法律による解決ルートは主権国家に限り有効であり、台湾にとっていかなるチャンスも存在しないのである。

国家の身分以外にも、国際裁判所は規約により国連総会、安全保障理事会、その他国連に関連する組織が提出した案件を受理することができると規定されている。国際裁判所は案件の性質によって法律による提言、意見の提供、コンサルティングを行うことが可能である。例として有名な西サハラ問題は国際裁判所の裁判官がアドバイスを行ったものである。

② 政治ルート

戦争や衝突を抑止する政治的手段として、国連は以下の 3 つの方法を持つ。

- 国連総会での決議
- 国連事務総長による調停
- 国連安全保障理事会での決議

国連安全保障理事会での決議で国連平和維持軍を動員することが可能となる。イラクによるクウェート侵攻を例にとると、国連安全保障理事会は全会一致でイラクに対し、国際的な輸出入禁止と多国籍軍によるクウェート侵攻の阻止を実施した。1950 年に朝鮮戦争が勃発した際、当時のソビエト代表が欠席することにより多国籍軍の南北朝鮮への平和維持活動参加を決議した。しかし、中台問題では国連安全保障理事会による政治的コントロールは台湾に不利となる。その理由は中国が安全保障理事会常任理事国の一つであり否決権を持つこと、およびロシアの政治的な盟友であることが挙げられる。中台間で戦争や衝突が発生し、安全保障理事会が多国籍軍を動員すれば台湾は政治的苦境に陥る可能性が高くなる。

台湾が国連による平和維持活動を要求する可能性は低いが、中国が台湾へ武力行使をすれば台湾が直ちに苦境に陥るわけではない。近年のアメリカの外交実績が示すように、アメリカは徐々に安保理の決議や拘束力を意に介さなくなっている。1999 年のコソボ紛争を例にとると、アメリカは安全保障理事会を回避した。アメリカは人道主義による干渉を理由に NATO を直接動員し国際的な平和維持活動を展開し、当時の安全保障理事会で中国とロシアの反対意見を完全に無視した。またアフガニスタンでのイラクとの対テロ戦争では、アメリカは単独で派兵を実施した。

このため将来台湾に対する戦争が勃発したとき日米安保条約と防衛に関する新たな指針の周辺事態の定義では、必然的にアメリカが日米両国の軍隊を台湾海峡の防衛に協力する政治的な根拠となる。また米軍の単独派兵も 1996 年の台湾海峡危機の例に倣い起こりうる。当時中国は国連においてアメリカは中国へ内政干渉を行っているとは非難し、当時のガリ事務総長を通じ台湾問題は中国の内政問題であると表明した。もし台湾自身が中台衝突は中国の内戦であることに同意すれば、日米の台湾への平和維持活動は国連総会と安保理で中国から政治的に非難されてしまう、ということを我が国の政府は強く注意すべきである。

③ 自衛権と国際社会の干渉

主権国家が外国の武力による攻撃を受けたとき、国連憲章第 51 条の規定に基づき主権国家に個別または集団

的自衛権を付与し、それは国連安保理が平和と安全を維持する措置を講じるまで続く。自衛権を主張する時期は、狭義においては武力による攻撃を受けたときに正当な権利を主張すべきと定められている。広義では武力による攻撃または国家の基本的利益に重大な侵害を受けたとき（例えば非戦争行為による違法な威嚇）、合法的に国家の自衛権を主張できるとされている。また広範な見解では、自衛権の防衛範囲は本国領土内にとどまらず、公海を航行する権利を守るため公海上で敵の艦船に対し反撃措置をとることができるかとされている。しかし自衛権による軍事行動を採用するための主張は、そのほかの政治的選択肢が存在せずただちに対応しなければならぬ状況において可能となる。

将来中国が台湾に戦争やその他の非平和的手段を講じたとき、中華民国は国家の主権と人民の安全と利益を守るため、慣習国際法と国連憲章に照らし主権国家の自衛権を主張し軍事手段により反撃および対応を実施すべきである。自衛権は主権国家の基本的権利であり、個人の正当防衛の権利と同等であり、他国が奪えない固有の権利であり、国際法上の承認を必要とするものではない。中国の国連における台湾に対する政治力が圧倒的に強くとも、中華民国政府が自国を防衛し国際社会に平和維持を訴える基本的権利を放棄する必要はないのである。

台湾が他国から攻撃を受けたとき、中華民国政府は他国の軍事支援を要請すること、ましてや他国に参戦を要請することは可能だろうか。国際法の規定により国際間の戦争に介入する条件は非常に厳格である。その目的が共同で侵略を抑止することまたは国際人道主義による干渉であること、または集団的自衛権による地域の安全保護でなければならない。そのほか他国が軍事行動により侵略行為を抑止する場合、原則として事前に国連安保理の決議に同意し、国連憲章の規定に従い単独で行動してはならない。またその戦争が国際社会から「内戦」と認定された場合、他国の軍事支援や参戦は政府からの合法的な招聘を必要とし、さもなければ一国家の内政干渉（Intervention）と位置付けられてしまう。このため我が国の政府は将来中台戦争に対応する際、まずどのように国際法に照らして国家の自衛権を主張するか、どのように国際法の原則の下で日米などの国家に、台湾への侵略の抑止と自国の防衛への協力を積極的に求めていくのかを検討すべきである。

第七章 我が国の進むべき道

第一節 主権の確立

現在中国が繰り返し国際社会に宣言していることは以下の通りである。1. 国際法の観点から、台湾の地位について、「カイロ宣言」、「ポツダム宣言」、1971年の第26回国連総会を通過した2758号決議により中国の一部であるという法的地位が確立されている。2. 国際情勢発展の観点から、世界では100か国以上が中国を承認しており、国交を樹立する際すべての国家が「一つの中国原則」を受け入れた。これはつまり世界の大多数の国家が台湾を中国の一部として承認し、中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の政府であると承認したということである。3. 台湾はすでに中国の一部であり、国連憲章の規定により会員国は他国の内政に干渉することはできない。

中国の論述に対し、基本的に3方面から対応すべきである。1つ目は中国が我が国に対し主権を有するという論述に偏りがあることを認識することである。アメリカは1951年に締結したサンフランシスコ講和条約の中で日本に台湾を放棄させたあと、台湾の継承について明確に示さなかった。これにより我が国の主権については多くの検討の余地があり、政府は学識者を集め国際法の角度から研究を進めるべきである。またインターネット上の論壇で国外メディア、友好国、国際的な場に中華民国の立場を繰り返しアピールすべきである。メッセージの基調は以下の原則を守らなければならない。1. 我が国の行使する管轄権の実情および中台間に相互に統治や管轄している情勢は皆無であることを強調する。2. 「カイロ宣言」、「ポツダム宣言」で台湾が帰還した「中国」とは「中華民国」を指し、「中華人民共和国」を指すのではないことを力強く宣伝する。3. 「中華民国は台湾である」ことおよび我が国と中華人民共和国は互いに隷属関係にないことを強調し、台湾海峡の現状を維持する。台湾海峡の現状について解釈を拡大すべきポイントは、1つが「台湾海峡の現状」に「平和的共存」などの動的概念を盛り込み、中国の政治または地理などの静的概念を活用した策略を打破することであり、もう1つが台湾海峡の現状は「中華民国と中国人民共和国の平和的共存」であることをアピールすることである。

2つ目は国際社会に対し、中国の軍備拡大と台湾への侵略の意図を正視しあらゆる方法で中国が地域の平和と安定を破壊する行為を抑止するよう呼びかける。そのほか政府は国際社会の人権や民主主義を重視する姿勢を活用し、1949年以降台湾は中国の統治を受けた事実がないこと、台湾の2300万人の人権は尊重されるべきであること、将来の中台関係の発展は民主主義を通じてなされるべきであること、台湾人民に自由に意見や希望を表現する権利を与えることを強調する。

3つ目は政府が事前準備を視野に入れることである。学識者を集め武力衝突における国際法問題および将来への発展の趨勢に対し系統的な研究を行い、同時に兵棋演習を続行して早期に戦闘に対する準備を進めるのである。

第二節 外交強化

現在中国は国際社会において我が国の外交空間を極力封鎖しているが、グローバリゼーションの拡大により台湾海峡は極めて重要な戦略的価値を持つようになった。台湾海峡問題の国際化および台湾と各国の利益、地域の利益の結びつきが、中国の法律戦に対抗する最上の方法となった。「多面的な外交」による「国際社会への全面的参加」の大々的な戦略で、伝統的な外交の限界や拘束を打破し目の前の苦難を乗り越えるのである。

政府は第一に国内の活発な民間資源を活用し、第二に参加する国際組織の神話を打破して¹多元的な外交空間を拡大し、第三に台湾民主主義の特色を活かした外交政策を展開するのである。

1. 国際組織へ参加する意向を繰り返しアピールする—国際組織は台湾に対し多くの意見や希望を寄せているため、国際政治や外交における孤立した状況を突破しこれらに応えるほか、国際組織の重要テーマの最新情報に常に密接にアクセスすべきである。またすでに参加している組織に対しては、参加回数を重ねて我が国が国際業務に参加する意図や能力を積極的に発信すべきである。中国が絶えず台湾の国際社会での地位に圧力をかけ、外交空間を圧迫している状況において参加を申請すること (applying participation)² は、国際組織へ参加するために選択すべき方法の一つである。
2. 「非政府組織」(NGOs)へ積極的に参加する—「非政府組織」による国を越えた活動が展開する国際公民社会の新たな原動力は新世界秩序において無視できない勢力となっている。中国という要素による制限で我が国と国際社会が正式な外交関係を発展させることは難しいが、政府は国際社会に無数に存在する NGOs に目を向け積極的に参加すべきである。特に中国の民主化に協力する各種非政府組織または人道的活動を行う組織に参加し、具体的な行動で国際社会に貢献して台湾の国際的知名度を高めるのである。
3. 多元的な外交を推進する—世界の新秩序は常に変化し続けている。軍事的には大国間で統合や競争が進み、経済的にはグローバリゼーションがすでに完了し、政治的には自由民主主義の意識が徐々に主流となりつつある。特に科学技術の進歩は絶大であり、多元的な動きや相互依存的な関係が国際的に深化している。このため台湾の外交は、伝統的な外交の限界や拘束を打破し、多元的な外交戦略で目の前の困難を乗り越えるべきである。民主主義外交、全国民外交、経済貿易外交、隣国との外交、人道的外交、環境保全外交などすべてが実行可能な外交戦略である。

第三節 民主主義の深化

民主主義は一つの生活における価値であり、台湾の最も尊い資産の一つである。民主主義は台湾を先進国や国際社会全体が希望する価値へ近づけるのである。台湾が民主化を推進するプロセスは他の民主国家より困難を多く抱え、さらに民主化推進に圧力をかけ道を阻む中国に対応しなければならない。しかし「人権と民主主義」は世界の普遍的な価値であることから、国際社会の主流となる思想や未来への趨勢に合流するため台湾は民主化に向け努力を続け、³国際社会に同様の価値観を放棄せず民主的で自由な国家をともに尊重することを呼びかけるのである。

¹一般的に国際組織を分類する際、その組織の構成員、地理的範囲、目的や性質を基準とする。構成員によるものは「政府間組織」(inter-governmental organization, IGO) および国際非政府組織 (international non-governmental organization, INGO) であり、地理的範囲によるものは「全世界的国際組織」および「地域的国際組織」であり、目的によるものは「総合的国際組織」および「専門的国際組織」である。楊永明『アジア太平洋の国際組織と台湾の参加』の一文から。1998. 8. 20

²申請を繰り返し参加することとは、いかなる国家、団体、個人もその組織の申請資格に適合するかどうかにかかわらずその組織への参加を申請する活動の一つである。これは台湾や新興国家が必ずたどる道である。

³SWOT 分析による台湾民主化の強み、弱み、チャンス、課題は以下の通りである。①強み—1. 台湾民主化の進展は国際社会に肯定的に捉えられており、国際社会で主流となっている価値観とも適合している。2. 民主主義は台湾人民の間で共通認識となっており、民主化の過程で生まれた意思決定者に正当性がある。②弱み—1. 台湾の与野党間に民主主義体制と社会の安全を維持する共通認識と協力機能が存在しない。2. 頻繁な選挙や同一政党による再選への圧力により政権が短命に終わり、長期的な戦略や政策を打ち出せない。3. 各政党が選挙での勝利のため与野党や各派閥間で対立を起し、それが中国の台湾を分断する好機となっている。③チャンス—1. 台湾の民主化を支持することは中国の平和的変化を支持することにつながる。2. 台湾民主化を実践するプロセスは中台交流を通じて中国の民主化を推進するための基礎となる。3. 台湾民主化を公開することで中台間の平和的安定に関する問題を、中台人民以外の日米などの国際的に強権を持つ国家がすでに重視しており、中台間の危機発生を防止するため台湾海峡問題やその他の機会を活かし双方向または多方面の対話を推進する。④課題—1. 台湾の民主化がすでに国際社会から認められていることが、台湾国民が民主主義体制への信任を強化する一助となる。2. 台湾の民主化は依然として改革を深化する余地が残されている。3. 中国が台湾の民主化に対し強い疑念や無理解を示し、台湾の民主化を台湾の独立と見なす傾向は、台湾を武力による恫喝と国際社会の曲解に置き、国際政治場で非合理的で不公平な対応をされることがある。

民主主義を確立する一歴史を紐解けば、一つの動態を弁証する過程であり、いかなる一方向へ前進する実質的な運動も、最終的に当初のエネルギーと反作用が生じる傾向が失われる。民主主義のもろさが現れないように政治運営において人民の政治参加の障害を取り除き、権力の移行を常態化と政策決定の過程の透明化に努力し頑丈な民主主義を確立する。

審議方式の民主主義を構築する努力目標—審議方式の民主主義とは公衆が公正かつ平等な政策を決定する方法で公共業務を処理することを指す。主な原則は次にあげる3つである。1. 政治的弁論により公衆の全体的利益に適した選択を行う。2. 政治を行う機会と権力は平等でなければならない。3. 公民の自尊心を確立して彼らの政治的能力を高め、自己と自己の合法的利益を理解させる。つまり公民権の確立、民主主義思想の深化と公民社会の拡張である。しかし公共の業務がおよぶ範囲は広く、事前に人民に対し民主的政治社会の深層まで教育し実現を可能とする。小規模な範囲からの民生議題を実験の入り口都とし積極的な参加を促進する。

中国の民主化推進に協力する—民主主義は国内政治の安定を維持する基本要素であるほか、中台関係の長期的な安定を維持する基本要素でもある。1998年10月、海峡交流基金の辜振甫会長が代表団を率いて中国に赴き江沢民国家主席と会見した際、中台間の距離を縮める唯一の道は中国が民主化を加速されことであるとはっきりと伝えた。中国の民主化が加速すれば政治の均衡を保つ機構が出現し、政府に対する民意と世論を監督することで理性的な責任感のある政府と政策が生まれる。台湾が民主化を深化させる過程において、台湾の民主化の経験を活かし中国の民主化の推進に協力すべきである。例えば国外の学術団体、民間団体が協力して中国の末端部から選抜した人材を教育し、民主主義機構の制定や中国民政官の台湾視察を実施することなどが挙げられる。

第四節 中国の統一戦線策略への報復

統一戦線、軍備拡大、法律戦は中国の台湾に対する三大切り札となり、その中の統一戦線は中国が運用するソフト理論の基礎である。台湾で内部対立が噴出し中国の政策が前進すれば中国の統一戦線はさらに接近する。このため政府は開放政策の拡大を継続するとともに以下の原則を順守し統一戦線策略に報復すべきである。

1. 国内で認識を共有する—与野党は中台関係について強く認識を共有しており、「一国二制度」反対、現状維持の主張、外交関係の発展の維持、中台関係の安定した発展と中国の民主化において同意しているが、政策面、国益、政治意識、言葉の選択において強い対立関係にある。このように認識を共有しつつ一方で対立している状況に対し、民主主義政策機構の構築、政治参加による国内の中国政策への共通認識の拡大を提言する。例えば複数の委託機構を活用し民間に権限を与え中台に関する議題の交渉を行わせる。地方政府を中国業務に参加させ、中台の交流を動かす立場から政府に意見を表明させる。
2. 法律の範囲内で民間団体（政党を含む）が中国と交流活動を実施する—我が国の政党とその他団体は中台交流活動を実施する際、我が国の法令や規定（立憲政治体制、行政立法分権と均衡など）を順守しなければならない。兩岸人民関係条例は台湾の団体と中国の団体が互いに活動に従事することや、中国との活動が公権力や政治議題に影響を及ぼす協商に対し規定を定めたものである。公権力に影響を及ぼす事項は背負の主導を受け、国家の利益と国民の福祉を確保しなければならない。政府の承認を受けない「共通認識」はいかなる意味も持たないのである。
3. 中台交流のコントロール機能を強化し、交流活動の主導権を握る—現段階で我が国の安全を確保し、中国の非理性的な行為を抑止し、中国の宣伝活動に対抗するため、政府は情勢の進展を確認し、中国の台湾に

対する法律戦の要素を中台交流と双方に関連する措置の評価に組み込むべきである。また主管機関が規定の手順に従い管理を強化して国家の利益、交流活動のルール、台湾人民の正当な権益を守り、政府が主導的立場に立つべきである。

4. 政党トップによるサミットを積極的に開催し国内の認識を共有する一政党間の競争は民主主義につきものであるが、国家の利益や人民への最高の福祉は政党の利益や個人の利害を恒常的に超越する。そのため中台間の業務での接触、対話、協商について与野党、全国民は事前に認識を共有し、一団結して国家および人民の大群衆の利益を勝ち取るべきである。失政政党は与野党のトップ会談を実施し、中国の統一戦線策略に過度に接近し台湾の尊厳と利益を損なうことを防がなければならない。
5. 政府は処理すべき中台交流の優先課題と計画を提出し、議題設定において主導権を握る一政府は中台交流の優先順位を設定し、時機に応じて交流を推進すべきである。中台交流の主導権を中国に渡してはならない。

第八章 結論

中国はハイテクを駆使した作戦、とりわけ情報戦に対応するため世論戦、心理戦、法律戦のいわゆる「三戦」を立案した。この「三戦」は主に台湾海峡周辺に対し中国の対台湾軍備が整いつつあることをアピールするものであり、我が国はこの動きに対し警戒と対応を迫られている。

中国が台湾に実施した法律戦は、平時においては中国の台湾に対する主権を国際社会に認知させることを目的とし、有事の際においては台湾に対し採用する非平和的手段を合法的・正当的なものに転換させることを目的とする。中国は法律戦により将来の中台衝突が国際紛争または内戦のどちらにあたるか、国際社会の干渉の正当性、武力衝突の規範の適用などの問題の性質に影響を及ぼすことを意図し、また中国が台湾に対し戦争以外の非平和的手段を採用することに関する法律問題の性質に法律戦が影響を及ぼすことを意図している。

中台法律戦の核心となるターゲットは中台の地位に対する解釈権の獲得であり、それによって将来起こりうる非平和的状态に向け準備を進めるのである。現在中国の各部門はそれぞれ台湾への法律戦を実施し、中央（中国）と地方（台湾）という法律上の地位の取得を目指している。それにより中台戦争、衝突の内戦化や中台統一の手順とモデルの法律化などの目標達成を目指し事前準備を進めているのである。

中国の法律戦には法理研究、法律の制定、機構の設立、法律の執行と裁判、人材の育成、作戦やその他非平和的手段に関する法律の予備案の立案と演習の実施、論述の宣伝についての研究と外部の操作方法が含まれる。

中国の法律戦が関わる分野を観察すると、彼らが台湾に法律戦を展開するときは戦時に限らずむしろ平時における法律戦の方が重要であるようだ。また法律戦は軍部のみに関連するものではなく軍部と文官双方に関連し、平時の文官の業務に関わる部分の重要度が高いようである。

中国の法律戦による外部操作は硬軟双方の手段を用いて行う。ハードな手段は主に外交を封鎖し圧力を与えるもので、中国の総合的国力と国際社会における地位の上昇により、我が国の課題はますます増大した。ソフトな手段は世論戦や統一戦線戦略を利用し、国際社会と中台の間に「一つの中国原則と「台湾は中国の一部」などの中国に有利な法理を認知させることである。特に論述と取り囲みの手段をセットにして法律戦を推進することで、中国は台湾民衆と国際社会を軽くあしらった。

中国が全面的に法律戦を展開する状況に対し、我が国は法律戦に対抗する理論、論述、操作方法を構築する必要がある。法律戦に対抗するため、我が国がまず行うことは国際社会における我が国の主権を強化し、中台衝突を内政問題化させないことである。中国の法律戦を抑止し中台間の均衡を保つため、我が国は確固たる主権の確立、外交政策の強化、中国の論述に対する反論、統一戦線戦略への対抗策の4つの分野から着手する具体的な行動は以下の通りである。

1. 国際社会において国際的活動に参加し中国と一線を画すことをアピールし、国交を締結した国家や大国との関係を確立して台湾の地位についての論述を構築するべきである。また台湾人民の中台関係について自決する権利、中台関係は過去の国共内戦の延長ではないこと、中台問題は中国の内政問題ではなく中国の台湾に対する侵略行為の法理的論述として作り上げたものであると強調すること、中国の「反国家分裂法」は戦争の権限を与えるものであり、台湾は国際社会から与えられた自衛権を有していること、を繰り返し強調すべきである。
2. 台湾国内において、中台戦争や非平和的手段の行使が発生したときの対応策を用意すべきである。平時において法律体系を整え、様々な衝突や非平和的状态への法理の組み合わせを構築して演習を行うべきである。

る。

3. 中台間の交流や協商を内国化しない。

中国の法律戦策略に対し、我が国は適時警戒し、自国の立場を堅持して動揺しない。台湾国内で一致団して忠告の法律戦統一戦線攻勢に周到に対応すべきである。また国際社会に強く訴え、中国の日増しに強まる外交圧力から国家の主権や地位を守らなければならない。

付録

1. 国際連合憲章（本書関連部分抜粋）

1968年6月12日発効

第1章 目的および原則

第1条

国際連合の目的は、次のとおりである。

1. 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。
2. 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。
3. 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。
4. これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること。

第2条

この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない。

1. この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
2. すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。
3. すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない。
4. すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。
5. すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。
6. この機構は、国際連合加盟国でない国が、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、これらの原則に従って行動することを確保しなければならない。
7. この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第7章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。
- 8.

第6章 紛争の平和的解決

第33条

1. いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。
2. 安全保障理事会は、必要と認めるときは、当事者に対して、その紛争を前記の手段によって解決するように要請する。

第 34 条

安全保障理事会は、いかなる紛争についても、国際的摩擦に導き又は紛争を発生させる虞のあるいかなる事態についても、その紛争又は事態の継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞があるかどうかを決定するために調査することができる。

第 35 条

1. 国際連合加盟国は、いかなる紛争についても、第 34 条に掲げる性質のいかなる事態についても、安全保障理事会又は総会の注意を促すことができる。
2. 国際連合加盟国でない国は、自国が当事者であるいかなる紛争についても、この憲章に定める平和的解決の義務をこの紛争についてあらかじめ受諾すれば、安全保障理事会又は総会の注意を促すことができる。
3. 本条に基づいて注意を促された事項に関する総会の手続は、第 11 条及び第 12 条の規定に従うものとする。

第 36 条

1. 安全保障理事会は、第 33 条に掲げる性質の紛争又は同様の性質の事態のいかなる段階においても、適当な調整の手続又は方法を勧告することができる。
2. 安全保障理事会は、当事者が既に採用した紛争解決の手続を考慮に入れなければならない。
3. 本条に基づいて勧告をするに当たっては、安全保障理事会は、法律的紛争が国際司法裁判所規程の規定に従い当事者によって原則として同裁判所に付託されなければならないことも考慮に入れなければならない。

第 37 条

1. 第 33 条に掲げる性質の紛争の当事者は、同条に示す手段によってこの紛争を解決することができなかつたときは、これを安全保障理事会に付託しなければならない。
2. 安全保障理事会は、紛争の継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞が実際にあると認めるときは、第 36 条に基く行動をとるか、適当と認める解決条件を勧告するかのいずれかを決定しなければならない。

第 38 条

第 33 条から第 37 条までの規定にかかわらず、安全保障理事会は、いかなる紛争についても、すべての紛争当事者が要請すれば、その平和的解決のためにこの当事者に対して勧告をすることができる。

第 7 章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第 39 条

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第 41 条及び第 42 条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第 40 条

事態の悪化を防ぐため、第 39 条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第 41 条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第 42 条

安全保障理事会は、第 41 条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第 43 条

1. 国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ 1 又は 2 以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。
2. 前記の協定は、兵力の数及び種類、その出動準備程度及び一般的配置並びに提供されるべき便益及び援助の性質を規定する。
3. 前記の協定は、安全保障理事会の発議によって、なるべくすみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によって各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。

第 44 条

安全保障理事会は、兵力を用いることに決定したときは、理事会に代表されていない加盟国に対して第 43 条に基いて負った義務の履行として兵力を提供するように要請する前に、その加盟国が希望すれば、その加盟国の兵力中の割当部隊の使用に関する安全保障理事会の決定に参加するようにその加盟国を勧誘しなければならない。

第 45 条

国際連合が緊急の軍事措置をとることができるようにするために、加盟国は、合同の国際的強制行動のため国内空軍割当部隊を直ちに利用に供することができるように保持しなければならない。これらの割当部隊の数量及び出動準備程度並びにその合同行動の計画は、第 43 条に掲げる 1 又は 2 以上の特別協定の定める範囲内で、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が決定する。

第46条

兵力使用の計画は、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が作成する。

第47条

1. 国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の軍事的要求、理事会の自由に任された兵力の使用及び指揮、軍備規制並びに可能な軍備縮小に関するすべての問題について理事会に助言及び援助を与えるために、軍事参謀委員会を設ける。
2. 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の常任理事国の参謀総長又はその代表者で構成する。この委員会に常任委員として代表されていない国際連合加盟国は、委員会の責任の有効な遂行のため委員会の事業へのその国の参加が必要であるときは、委員会によってこれと提携するように勧誘されなければならない。
3. 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の下で、理事会の自由に任された兵力の戦略的指導について責任を負う。この兵力の指揮に関する問題は、後に解決する。
4. 軍事参謀委員会は、安全保障理事会の許可を得て、且つ、適当な地域的機関と協議した後に、地域的小委員会を設けることができる。

第48条

1. 国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従って国際連合加盟国の全部又は一部によってとられる。
2. 前記の決定は、国際連合加盟国によって直接に、また、国際連合加盟国が参加している適当な国際機関におけるこの加盟国の行動によって履行される。

第49条

国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに当って、共同して相互援助を与えなければならない。

第50条

安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとったときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が当面したと認めるものは、国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。

第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

2. 1974 年国際連合「侵略の定義」に関する決議

侵略の定義に関する決議

国際連合総会 1974 年 12 月 14 日通過

総会は以下に挙げる事実を基礎とし、連合国の基本的目的の一つである国際平和と安全の維持において、有効な集団的措置を採択し平和への脅威を防止、除去し、侵略またはそのほかの平和を破壊する行為を制止する。

国際連合憲章第 39 条の規定により、安全保障理事会は平和を脅かし破壊し、侵略するいかなる行為を断定し、かつ建議または第 41 条及び第 42 条の規定により国際平和と安全の維持と回復を行う措置を決定しなければならない。また国際連合憲章の規定により、各国は平和的な方法で国際紛争の発端を解決し、世界の平和と安全、正義の危機を回避する義務を有する。

本定義は憲章において国際連合に関する機構の職権の規定の範囲に対しいかなる影響を有するかを解釈すべきものでは決してない。侵略は武器を非合法使用した最も危険な形式であり、全ての種類の大規模破壊兵器が存在する状況では世界大戦やその他すべての悲惨な結果をもたらす脅威が満ち溢れるため、現段階で侵略の定義を定め、各国に対し武力により他国の人民の自決権、自由、独立の権利を奪いまた領土を破壊する行為を放棄する義務があることを重ねて言明する。また一国の領土を他国が憲章に違反して、一時的な軍事的占領やその他武力的措置による侵犯の対象としてはならないことを重ねて言明する。また他国がこれらの措置またはこれらの措置による脅威により物資を奪取してはならない。また各国に対し国際連合憲章に基づき友好関係を樹立し、国際法の原則にある各規定に協力することを重ねて言明する。

侵略の定義を定めることで潜在的な侵略者が発生する脅威に対し、侵略行為の断定と制止措置の執行を簡易化し、被害者の権利と合法的な利益の保護及び与える援助を容易に実行すべきであると深く信じる。

侵略行為がすでに発生したかどうかの問題は、それぞれの事案の全状況から考察すべきであるが、若干の基本原則を制定しこれを断定する知識とし、以下に掲げる「侵略定義」により判断できるものと信じる。

第一条（侵略の定義）

侵略とは、国家による他の国家の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合の憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であって、この定義に述べられているものをいう。

本定義における国家とは

- (a) その使用が承認問題や一国家が国際連合会員国かどうかの問題に影響を与えない。
- (b) 適時「国家集団」の概念を内包する。

第二条（武力の最初の使用）

国家による国際連合憲章に違反する武力の最初の使用は、侵略行為の一応の証拠を構成する。ただし、安全保障理事会は、国際連合憲章に従い、侵略行為が行われたとの決定が他の関連状況（当該行為又はその結果が十分な重大性を有するものではないという事実を含む。）に照らして正当に評価されないとの結論を下すことができる。

第三条（侵略行為）

次に掲げる行為は、いずれも宣戦布告の有無に関わりなく、二条の規定に従うことを条件として、侵略行為とされる。

- (a) 一国の軍隊による他国の領域に対する侵略若しくは、攻撃、一時的なものであってもかかる侵入若しくは攻撃の結果もたらせられる軍事占領、又は武力の行使による他国の全部若しくは一部の併合
- (b) 一国の軍隊による他国の領域に対する砲爆撃、又は国に一国による他国の領域に対する兵器の使用
- (c) 一国の軍隊による他国の港又は沿岸の封鎖
- (d) 一国の軍隊による他国の陸軍、海軍若しくは空軍又は船隊若しくは航空隊に関する攻撃
- (e) 受入国との合意にもとづきその国の領域内にある軍隊の当該合意において定められている条件に反する使用、又は、当該合意の終了後のかかる領域内における当該軍隊の駐留の継続
- (f) 他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する国家の行為
- (g) 上記の諸行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装した集団、団体、不正規兵又は傭兵の国家による若しくは国家のための派遣、又はかかる行為に対する国家の実質的関与

第四条（前条以外の行為）

前条に列挙された行為は網羅的なものではなく、安全保障理事会は、その他の行為が憲章の規定の下で侵略を構成すると決定することができる。

第五条（侵略の国際責任）

政治的、経済的、軍事的又はその他のいかなる性質の事由も侵略を正当化するものではない。

侵略戦争は、国際の平和に対する犯罪である。侵略は、国際責任を生じさせる。

侵略の結果もたらせられるいかなる領域の取得又は特殊権益も合法的なものではなく、また合法的なものとし承認されてはならない。

第六条（憲章との関係）

この定義中のいかなる規定も、特に武力の行使が合法的である場合に関する規定を含めて、憲章の範囲をいかなる意味においても拡大し、又は縮小するものと解してはならない。

第七条（自決権）

この定義中のいかなる規定も、特に、第三条は、「国際連合憲章に従った諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」に言及されている。その権利を強制的に奪われている人民の、特に植民地体制、人種差別体制その他の形態の外国支配化の下にある人民の、憲章から導かれる自決、自由及び独立の権利を、ま

た国際連合諸原則及び上記の宣言に従いその目的のために闘争し、支援を求め、かつ、これを受け入れるこれらの人民の権利をいかなる意味においても害するものとするものではない。

第八条（想定解釈）

上記の諸規定は、その解釈及び適用上、相互に関連するものであり、各規定は、他の規定との関連において解されなければならない。

3. 中華人民共和國「領海および接続水域法」

1992年2月25日、第7回全国人民代表大会常務委員会第24回会議を通過した。

- 第1条 中華人民共和國は領海の主権と接続水域の管制権を行使し、国家の安全と海洋権益を保護するため本法を制定する。
- 第2条 中華人民共和國の領海は中華人民共和國の領土と内水に接する一帯の海域とする。
中華人民共和國の領土は中華人民共和國大陸及び沿海の島嶼、台湾及びその釣魚島を含む付属の各島、澎湖諸島、東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島、南沙諸島であり、その他一切の中華人民共和國に所属する島嶼を含む。
中華人民共和國は領海基線から陸地側にある水域を中華人民共和國の内水とする。
- 第3条 中華人民共和國の領海は領海基線から12海里までとする。
中華人民共和國の領海基線は直線基線法により画定し、隣接する基点間にある直線にて構成される。
中華人民共和國の領海の限界線をその一点と領海基線の最も近い点の間の距離が12海里の線とする。
- 第4条 中華人民共和國の接続水域は領海を除く領海に接する海域とする。接続水域の幅を12海里とする。
中華人民共和國の接続水域の限界線をその一点と領海基線の最も近い点の間の距離が24海里の線とする。
- 第5条 中華人民共和國の領海に対する主権は領海上空、領海の海床、海底土に及ぶ。
- 第6条 外国の非軍用船舶は法律により中華人民共和國の領海を無害通航する権利を享受する。
外国の軍用船舶による中華人民共和國の領海への進入は、中華人民共和國政府の許可を必要とする。
- 第7条 外国の潜水艇または潜水機器が中華人民共和國の領海を通過するときは海面を航行し、国旗を表示しなければならない。
- 第8条 外国の船舶が中華人民共和國の領海を通過するとき、中華人民共和國の法律、法規を遵守し、中華人民共和國の平和、安全と良好な秩序を損なってはならない。
外国の原子力船舶と核物質、有害物質またはその他危険物を積載した船舶が中華人民共和國の領海を通過するとき、証明書を必ず携帯し予防措置を講じなければならない。
中華人民共和國は領海での非平和的通行を防止し制止する一切の必要な措置を講じる権利を有する。
外国の船舶が中華人民共和國の法律、法規に違反した場合は、中華人民共和國の関係機関が法律により処理する。
- 第9条 航行の安全とその他の需要を保護するため、中華人民共和國政府は中華人民共和國の領海を通過する外国の船舶に対し指定された航路の使用または規定により定められた航路による航行を要求することができる。具体的な方法は中華人民共和國政府または関係主管部門が公布する。
- 第10条 外国の軍用船舶または非商業目的に使用される外国の政府船舶が中華人民共和國の領海を通過するとき中華人民共和國の法律や法規に違反した場合は、中華人民共和國の関係主管部門がただちに領海から退去させ、損失や損害があった場合は旗国に国際的責任を負わせる権利を有する。
- 第11条 いかなる国際組織、外国の組織または個人が中華人民共和國の領海内で学術研究、海洋作業などの活動を行うときは、中華人民共和國政府または関係主管部門の許可を得て、中華人民共和國の法律、法規を遵守しなければならない。
上記規定に違反し、非合法的に中華人民共和國の領海で学術研究、海洋作業などの活動を行った場合は

中華人民共和国の関係機関が法により処分する。

第 12 条 外国の航空機はその国家の政府と中華人民共和国政府が結んだ協定、協議に基づき許可されたもの、または中華人民共和国政府または同等の権利を有する期間の許可を得たもののみ中華人民共和国の領海上空を航行することが可能となる。

第 13 条 中華人民共和国は接続水域において領土、内水および領海内での違反行為を防止し処分するため、安全、通関、財政、衛生、出入国管理に関する法律、法規の行為を行使する権利を有する。

第 14 条 中華人民共和国の関連する主管機関は外国の船舶が中華人民共和国の法律、法規に違反していると認める十分な理由があるとき、その外国の船舶に対し緊迫権を行使することができる。

追跡は外国の船舶、またはその小艇の一つまたは追跡された船舶を母船として活動するその他船艇が中華人民共和国の内水、領海、接続水域に進入したときに開始する。

外国の船舶が中華人民共和国の接続水域にある場合、追跡は本法第 13 条に述べられた法律、法規の規定に関する権利が侵されたときのみ実施することができる。

追跡は中断せず中華人民共和国の領海または接続水域において継続することができる。追跡を受けた船舶がその本国の領海または第三国の領海に進入したとき、追跡を終了する。

本条が規定する緊迫権は中華人民共和国の軍用船舶、軍用航空機または中華人民共和国政府が権利を与えた政府公務を執行する船舶、航空機が行使する。

第 15 条 中華人民共和国領海基線は中華人民共和国政府が公布する。

第 16 条 中華人民共和国政府は本法に従い関連する規定を制定する。

第 17 条 本法は公布日より施行する。

4. 中華人民共和国人民解放軍政治工作条例（「三戦」関連部分抜粋）

第2章 政治工作の主な内容

第14条 中華人民共和国人民解放軍政治工作の主な内容は

（18）戦時政治工作を指す。党委員会の作戦指導を強化し、中国共産党中央委員会、中央軍事委員会の戦略方針、作戦の原則と命令、指示を徹底的に執行することを保証する。作戦のための動員と戦場を鼓舞する「組織を健全化するため幹部を補充する」方法で軍事的民主主義を発揚し、功績を上げモデルとなる活動を展開する。世論戦、心理戦、法律戦を遂行し敵軍を崩壊させる工作を展開する。敵の心理戦や策略、政治工作に対抗するため軍事司法と法律業務を展開する。民間人の参戦や後方支援参加を促す政治工作と戦場となる地域の群衆への工作を確実に行う。戦場の規律と群衆の規律を維持する。戦闘に命をささげた者の功績を厚く讃える。

5. 反国家分裂法

2005年3月14日第10回全国人民代表大会第3回会議にて可決された。

第1条 「台独」分裂勢力（「台湾独立」をめざす分裂勢力）が国家を分裂させるのに反対し、これを阻止し、祖国平和統一を促進し、台湾海峡地域の平和・安定を守り、国家の主権および領土保全を守り、中華民族の根本的利益を守るため、憲法に基づいて、この法律を制定する。

第2条 世界に中国は一つしかなく、大陸と台湾は同じ一つの中国に属しており、中国の主権および領土保全を分割することは許されない。国家の主権および領土保全を守ることは、台湾同胞を含む全中国人民の共同の義務である。台湾は中国の一部である。国は「台独」分裂勢力がいかなる名目、いかなる方式で台湾を中国から切り離すことも絶対に許さない。

第3条 台湾問題は中国の内戦によって残された問題である。台湾問題を解決し、祖国の統一を実現することは、中国の内部問題であり、いかなる外国勢力の干渉も受けない。

第4条 祖国統一の大業を達成することは、台湾同胞を含む全中国人民の神聖な責務である。

第5条 一つの中国の原則を堅持することは、祖国平和統一実現の基礎である。祖国統一の平和的方式による実現は、台湾海峡兩岸同胞の根本的利益に最も合致する。国は最大の誠意をもち、最大の努力を払って、平和統一を実現する。国家の平和統一後、台湾は大陸と異なる制度をとり、高度の自治を行うことができる。

第6条 国は次の各号に掲げる措置を講じて、台湾海峡地域の平和・安定を守り、兩岸関係を発展させる。

- 1、兩岸の人的往来を奨励、推進し、理解を増進し、相互信頼を強める。
- 2、兩岸の経済交流と協力を奨励、推進し直接通信・通航・通商によって、兩岸の経済関係を密接にし、相互利益・互惠をはかる。
- 3、兩岸の教育、科学技術、文化、衛生、スポーツ交流を奨励、推進し、中華文化の優れた伝統を共同で発揚する。
- 4、兩岸の犯罪共同取り締まりを奨励し、推進する。
- 5、台湾海峡地域の平和・安定の維持および兩岸関係の発展に有益なその他の活動を奨励し、推進する。

国は法によって台湾同胞の権利および利益を保護する。

第7条 国は台湾海峡兩岸の平等な話し合いと交渉によって、平和統一を実現することを主張する。話し合いと交渉はしかるべき段取りを追い、いくつかの段階に分けて行うことができ、方式は柔軟多様であってよい。台湾海峡兩岸は次の各号に掲げる事項について話し合いと交渉を行うことができる。

- 1、两岸の敵対状態を正式に終結させること
- 2、两岸関係を発展させる計画
- 3、平和統一の段取りと進め方
- 4、台湾当局の政治的地位
- 5、その地位にふさわしい台湾地区の国際的な活動空間
- 6、平和統一に関連するその他のあらゆる問題

第8条 「台独」分裂勢力がいかなる名目、いかなる方式であれ台湾を中国から切り離す事実をつくり、台湾の中国からの分離をもたらしかねない重大な事変が発生し、または平和統一の可能性が完全に失われたとき、国は非平和的方式その他必要な措置を講じて、国家の主権と領土保全を守ることができる。前項の規定によって非平和的方式その他必要な措置を講じるときは、国務院、中央軍事委員会がそれを決定し、実施に移すとともに、遅滞なく全国人民代表大会常務委員会に報告する。

第9条 この法律の規定によって非平和的方式その他必要な措置を講じかつ実施に移す際、国は最大の可能性を尽くして台湾の民間人および台湾にいる外国人の生命・財産その他の正当な権益を保護し、損失を減らすようにする。同時に、国は中国の他の地区における台湾同胞の権益と利益を法によって保護する。

第10条 この法律は公布の日から施行する。

6. 台湾関係法（本書関連部分抜粋）

アメリカ議会を通過しカーター大統領が 1979 年 4 月 10 日に署名後、法律となった。

第 1 条 この法律は「台湾関係法」と略称される。

諸決定と政策表明

第 2 条

A 項 大統領が、1979 年 1 月 1 日以前に中華民国として合衆国により承認されていた台湾の統治当局と合衆国との政府関係を停止したことに伴い、議会は以下のためにこの法律の実施を必要と考える。

(1) 西太平洋における平和、安全および安定の確保に協力し、

(2) 合衆国人民と台湾人民間の通商、文化その他の諸関係の継続を承認することにより合衆国の外交政策を促進する。

B 項 合衆国の政策は以下の通り。

(1) 合衆国人民と台湾人民との間および中国大陸人民や西太平洋地区の他のあらゆる人民との間の広範かつ緊密で友好的な通商、文化およびその他の諸関係を維持し、促進する。

(2) 同地域の平和と安定は、合衆国の政治、安全保障および経済的利益に合致し、国際的な関心事でもあることを宣言する。

(3) 合衆国の中華人民共和国との外交関係樹立の決定は、台湾の将来が平和的手段によって決定されるとの期待にもとづくものであることを明確に表明する。

(4) 平和手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、ボイコット、封鎖を含むいかなるものであれ、西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、合衆国の重大関心事と考える。

(5) 防御的な性格の兵器を台湾に供給する。

(6) 台湾人民の安全または社会、経済の制度に危害を与えるいかなる武力行使または他の強制的な方式にも対抗しうる合衆国の能力を維持する。

C 項 本法律に含まれるいかなる条項も、人権、特に約一千八百万人の台湾全住民の人権に対する合衆国の利益に反してはならない。台湾のすべての人民の人権の維持と向上が、合衆国の目標であることをここに再び宣言する。

台湾に関する合衆国の政策

第3条

A 項 本法律の第二条に定められた政策を促進するため、合衆国は、十分な自衛能力の維持を可能ならしめるに必要な数量の防御的な器材および役務を台湾に供与する。

B 項 大統領と議会は、台湾の需要に関するおのおのの判断にのみもとづき、また法の定めた手続きに従って、このような防御的な器材および役務の性格と数量を決定しなければならない。このような台湾の防衛需要に関する決定は、大統領と議会に提出される合衆国軍部当局の勧告によって示される評価を含めなければならない。

C 項 大統領は、台湾人民の安全や社会、経済制度に対するいかなる脅威ならびにこれによって米国の利益に対して引き起こされるいかなる危険についても、直ちに議会に通告するよう指示される。大統領と議会は、憲法の定める手続きに従い、この種のいかなる危険にも対抗するため、とるべき適切な行動決定しなければならない。

発効日

第18条 本法律は1979年1月1日付けで発効する。